

---

## 第3章 災害応急対策計画

---

### 第1節 防災組織

---

#### 1. 荒尾市防災会議

荒尾市防災会議とは、災害対策基本法第16条の規定に基づき、指定された関係機関・団体から市長が委嘱する者等で組織されており、市長の諮問に応じて、地域防災計画の作成や地域に係る防災に関する重要事項の審議を行う組織である。

細部は、「荒尾市防災会議条例」による。

#### 2. 災害対策本部等

災害対策本部等とは、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、荒尾市の地域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときに設置される災害対策本部と迅速かつ着実な災害応急措置を推進するため、予想される災害に応じて開設される災害警戒活動、災害警戒本部を総称したものであり、本部長の意思決定を補佐するとともに、災害対応を的確に行うものである。

#### 3. 防災対策連絡会議

防災対策連絡会議とは、防災に関する関係機関・団体等の実務者レベルで構成された組織であり、平時において、荒尾市地域防災計画書や各種マニュアルの作成、総合防災訓練の計画策定時など防災に係る主要な結節時に会議を開催し、意見等を聴取して、より実効性ある計画や訓練の実施に資するとともに、会議や訓練を通じ災害発生時に有効となる連携を図るなど本市の災害対策のための基盤となる組織である。

#### 4. 防災組織との連携

荒尾市の地域に災害が発生するおそれ、又は災害が発生した場合は、荒尾市災害対策本部と荒尾市防災会議を構成する関係機関等は市内における災害対策の総合的かつ計画的な推進のため、相互に緊密な連絡協調を図るとともに、積極的に応急対策活動を実施するものとする。

## 第2節 災害対策本部等

災害が発生するおそれ、又は災害が発生した場合における災害応急措置を迅速かつ着実に推進するため、災害対策本部等を開設する。この際、防災関係機関及び市の各部課長等は、所属職員の全部又は一部が直ちに応急措置に従事し、活動し得るよう、あらかじめ体制を定めて所属職員に周知徹底しておくとともに、相互に協調するよう日頃の確認に努める等、速やかな体制の確立に万全を期する。

### 1. 災害警戒活動

継続的な情報収集や軽微な対応のため必要があると認めるときは、防災担当課（防災安全課）長の判断により、担当職員等は災害警戒活動を行う。

体制移行の基準	<ul style="list-style-type: none"><li>・気象業務法に基づく災害に関する注意報が発表され、災害の前兆現象が確認されるなど警戒が必要になったとき</li><li>・自主避難のため、常時開設（市役所、市民病院）以外の第一次指定避難所を開設した場合</li></ul>
移行の判断	防災担当課（防災安全課）長
体制	○防災安全課内：1～2名基準 ※ただし、消防団担当者を除く。 <ul style="list-style-type: none"><li>・各種情報の収集・伝達及び連絡ができる体制</li><li>・体制移行に関する助言ができる体制</li></ul>
開設時期	防災安全課長の判断による
行うべき事務	<ul style="list-style-type: none"><li>・防災関係部署に迅速に連絡が取れる体制づくり（待機要請等）</li><li>・防災関係機関に迅速に連絡が取れる体制づくり</li><li>・県（玉名地域振興局）と連携</li><li>・住民への情報提供</li><li>・気象情報収集</li><li>・災害情報収集</li><li>・巡回警ら</li><li>・資料のとりまとめ</li></ul>

## 2. 災害警戒本部の設置

- (1) 災害警戒活動により、又は次の基準に基づき警戒本部の設置の必要があると認めるときは、防災担当課（防災安全課）長の判断により、担当職員を参集し、災害警戒本部活動を行う。設置した場合は、「荒尾市災害警戒本部」の標識を掲示する。

体制移行の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象業務法に基づく災害に関する警報が1以上発表されたとき</li> <li>・ 荒尾市観測局において震度4以上の地震を観測したとき</li> <li>・ <b>玉名市観測局において長周期地震動階級3が発表されたとき</b></li> <li>・ 自主避難所を開設し、職員を配置したとき</li> <li>・ 災害発生のおそれがある異常現象の通報があったとき</li> </ul>
移行の判断	防災担当課（防災安全課）長
体制	<p>○ 防災安全課内：2～3名基準 ※ただし、消防団担当者を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被害状況の把握、情報の分析及び伝達ができる体制</li> <li>・ 体制移行に関する助言ができる体制</li> </ul> <p>【体制の強化】 防災安全課長の判断により、災害対策本部の組織に準じた下記の関係部署を参集し体制を強化して初期応急対策の体制をとる。災害現場の確認、巡回警ら等が必要な場合は関係部署の参集により体制を整え活動を行う *各部署のマニュアルによる</p> <p>【総務対策部】 総務班…動員、行政協力員 秘書班…秘書業務、広報班…広報活動</p> <p>【保健福祉対策部】 福祉班…災害時要支援者対策</p> <p>【<b>建設農水対策部</b>】 土木班…道路管理、河川管理等 農林水産班…農林災害対策等</p> <p>【上下水道対策部】 上下水道班…施設対応等</p> <p>各部署で管理等を行っている施設に関するものは各課マニュアルに基づき被害状況の確認、情報提供等の対応を行う。</p>
開設時期	防災安全課長の判断による
行うべき事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災関係部署・機関との連絡、連携、情報共有</li> <li>・ 県（玉名地域振興局）と連携</li> <li>・ 住民への情報提供</li> <li>・ 気象情報、災害情報収集</li> <li>・ 巡回警ら</li> <li>・ 資料のとりまとめ</li> </ul>
解散等時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象業務法に基づく災害に関する警報がすべて注意報に切り替わるもしくはすべて解除になったとき</li> <li>・ 予想された災害の危険が解消したと認めるとき</li> <li>・ 自主避難所の職員がすべて撤収したとき</li> <li>・ 災害対策本部へ移行したとき</li> </ul>

- (2) 職員は、各部署で定められたマニュアルに基づいた配備体制を把握し、自らの判断で災害対応が必要だと判断した場合又は、参集の連絡があった場合は、速やかに登庁し対応する。

### 3. 災害対策本部の設置

- (1) 災害対策基本法第 23 条の 2 の規定に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図る必要があると認めるときは、災害対策本部を設置する。設置した場合は、「荒尾市災害対策本部」の標識を掲示する。

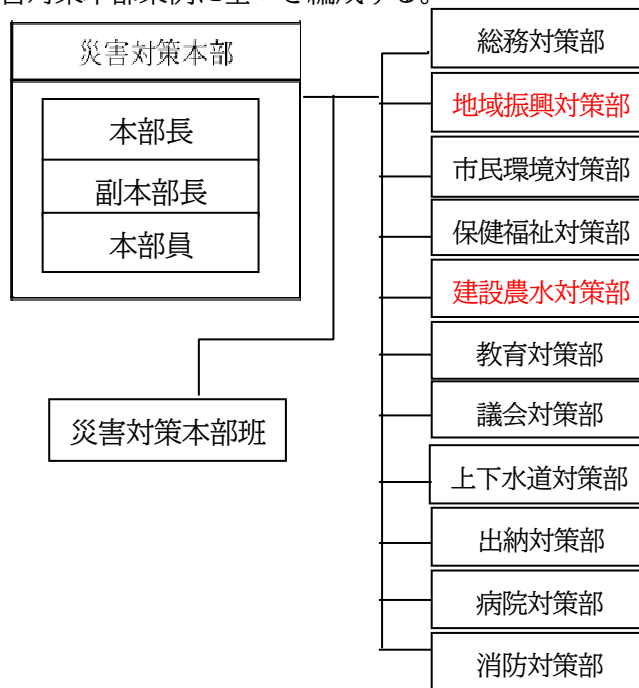
\* 災害対策基本法第 23 条の 2 及び荒尾市災害対策本部条例による

体制移行の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害警戒本部より、強化した対応が必要なとき</li> <li>・局地的な災害が発生し、又はそのおそれがあるとき</li> <li>・災害の規模が相当に拡大するおそれがあるとき</li> <li>・大規模な災害が発生し又はそのおそれがあるとき</li> <li>・特別警報が発表されたとき</li> </ul>
移行の判断	市長 市長が不在の場合 第一順位：副市長、第二順位：総務部長
体制	災害の状況に応じて下記の第一～第三配備体制を構築し活動を行う
第一配備	<p>配備基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨、洪水、暴風等の警報が発表され災害の発生が予想される時。</li> <li>・震度 5 弱以上の地震が発生したとき。</li> <li>・玉名市観測局において長周期地震動階級 4 が発表されたとき</li> <li>・「大津波」又は「津波」の警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき。</li> <li>・その他、特に市長が必要と認めたとき。</li> </ul>
	<p>配備体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び防災関係機関との連絡及び調整ができる体制とする。</li> <li>・特に関係ある部課で情報収集及び連絡活動等が円滑に行い得る体制をとる。</li> <li>・その際、災害の規模や予測される被害等の状況から情報収集の体制で対応できる場合は、第 1 配備（警戒）とし、災害警戒本部に準じた体制とする。なお、必要に応じ関係する部署に動員をかける。</li> <li>・第二配備に移行し得る体制とする。</li> </ul>
第二配備	<p>配備基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨、洪水、暴風等の警報が発表され災害発生のおそれがあるとき。</li> <li>・局地的な災害が発生し被害が拡大のおそれがあるとき。</li> <li>・その他、特に市長が必要と認めたとき。</li> </ul>
	<p>配備体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び防災関係機関との連絡及び調整ができる体制とする。</li> <li>・特に関係ある部課の所要人員で情報収集連絡活動及び応急措置を実施し得る体制をとる。</li> <li>・第三配備に直ちに切替え得る体制とする。</li> </ul>
第三配備	<p>配備基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨、洪水、暴風等の特別警報が発表されたとき。</li> <li>・全域にわたって風水害の発生するおそれがあり、又は被害が甚大と予想され、あるいはこれらの災害が発生したとき。</li> <li>・震度 6 弱以上の地震が発生したとき。</li> <li>・その他、特に市長が必要と認めたとき。</li> </ul>
	<p>配備体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第二配備体制での対応が困難で、災害対策本部に関係ある職員を更に増員し、災害応急対策活動が強力で遂行できる体制とする。</li> </ul>
行うべき事務 (共通)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害警戒本部同様の災害対応</li> <li>・災害対策基本法第 23 条の 2 第 4 項に掲げる事務</li> </ul>
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害による建物の安全を確保したうえで、市役所本庁舎とし、災害対策本部班である防災安全課において、その庶務を行うことを基本とする。</li> </ul>

	・大規模災害等広域応援部隊の派遣や避難者の増加により対応が拡大した場合は、会議室に本部を設置し情報の一元化を図る。
代替施設	災害により本庁舎が建物損壊等で使用できず本部機能を全うできないときは、本部長（市長）の判断により災害対策本部を移設する。なお、移設する代替施設については、災害による影響、施設の利用状況を考慮して選定する。細部は、業務継続計画による。 第一候補地：荒尾総合文化センター *参考：荒尾警察署の代替施設：荒尾総合文化センター（協定）
周知	災害対策本部を設置した場合は、関係機関に通知する。また、解散も同様に対応する。なお、一般地域住民に対しては必要に応じて周知を図る。

(2) 災害対策本部の編成

荒尾市災害対策本部条例に基づき編成する。



災害対策本部長	災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する
災害対策副本部長	災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
災害対策本部員	災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する
災害対策本部班	災害対策本部の庶務を処理する。

なお、災害対策本部組織の詳細は、「荒尾市災害対策本部の組織図」に示す。

(3) 事務分掌

災害対策本部の事務分掌は、「荒尾市災害対策本部の事務分掌」のとおり。なお、災害による被害の状況に応じて、災害対策本部で協議のうえ、本部長の命により変更されることがある。

○荒尾市災害対策本部の組織図

<b>荒尾市災害対策本部</b>	
<b>本部長</b> ：市長	<b>副本部長</b> ：副市長
<b>本部員</b>	
教育長、企業管理者、病院事務部長、総務部長、 <b>地域振興部長</b> 、市民環境部長、 保健福祉部長、 <b>建設農水部長</b> 、議会事務局長、荒尾消防署長	

災害対策本部班（防災安全課）  
**災害対策本部予備班（くらしいきいき課）**  
 ※状況により、各課からの差出により対応班（※1）又は、P T（※2）を編成

総務対策部 【総務部】	秘書班（秘書課）、広報班（総合政策課） 財政班（財政課・契約検査室） 総務班（総務課）、情報班（文化企画課） 文化施設班（文化企画課） 総務対策予備班（総合政策課、 <b>行革・DX推進係</b> 、人権啓発推進室）
<b>地域振興対策部</b> 【 <b>地域振興部</b> 】	<b>商工班（産業振興課）、</b> <b>地域振興対策予備班（スマートシティ推進室）</b>
市民環境対策部 【市民環境部】	地区調査班（市民課、税務課、収納課） 環境保全班（環境保全課）
保健福祉対策部 【保健福祉部】	福祉班（福祉課、子育て支援課）、 衛生班（すこやか未来課、保険介護課） 保健福祉対策予備班（監査委員事務局）
<b>建設農水対策部</b> 【 <b>建設農水部</b> 】	土木班（土木課）、建築住宅班（建築住宅課） 農林水産班（農林水産課） <b>建設農水対策予備班（都市計画課）</b>
教育対策部 【教育委員会事務局】	文教班（学校教育課、教育振興課、生涯学習課）
議会対策部 【議会事務局】	議会対策班（議会事務局）
上下水道対策部 【企業局】	上下水道班（企業局総務課、企業局建設課）
出納対策部 【会計課】	会計班（会計課）
病院対策部 【市民病院】	[病院事業]
消防対策部	[荒尾消防署、荒尾市消防団（防災安全課）]

- ※1 対応班の編成
- ① 物資管理班：備蓄品等の避難所への輸送・配布及び備蓄倉庫等における物資の受入れ・管理等
  - ② 情報整理班：災害対策本部班において、被害状況等の整理
- ※2 P T（プロジェクトチーム）の編成
- ① 被災者支援P T：被災者の支援事業にかかる業務
  - ② 避難所対応P T：長期化した場合の対応業務
- その他、上記にかかわらず必要に応じて編成する。



○各対策部の事務分掌

部	班名	所掌事務
	災害対策本部 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災会議及び関係機関との連携に関する事</li> <li>・ 本部会議の開催及び本部の庶務に関する事</li> <li>・ 災害調書の作成及び報告に関する事</li> <li>・ 災害情報のとりまとめに関する事</li> <li>・ 各班への連絡・調整に関する事</li> <li>・ 避難所運営の総括に関する事</li> <li>・ 警報等の発令に関する事</li> <li>・ 物流拠点の開設に関する事</li> <li>・ 義援品、慰問品等支援物資の受付・保管に関する事</li> <li>・ 本部長が特に命じた事</li> <li>・ その他、他部に属しない事</li> </ul>
	予備班	災害対策本部班の所掌業務への支援に関する事
	対応班	災害の状況等に応じ、各課から要員を要請し編成
総務対策部	秘書班	・ 秘書に関する事
	広報班	・ 広報に関する事
	情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内ネットワークに関する事</li> <li>・ 基幹系システム等の運用に関する事</li> </ul>
	総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の動員配置及び勤務に関する事</li> <li>・ 人的支援に係る応援要請及び受け入れ・管理に関する事</li> <li>・ 行政協力員からの情報収集に関する事</li> <li>・ 関係機関、行政協力員に対する協力に関する事</li> <li>・ その他必要な災害事務に関する事</li> </ul>
	文化施設班	・ 文化財の災害対策及び被害調査に関する事
	財政班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害に伴う財政措置全般に関する事</li> <li>・ 庁舎の被害対策及び調査・管理に関する事</li> <li>・ 非常用電源の管理及び燃料に関する事</li> <li>・ 本部の予算計画及び応急復旧の資金調達に関する事</li> <li>・ 公用車の管理及び職員の輸送に関する事 (公用車による支援物資輸送を含む。)</li> <li>・ 物流拠点の運営(受付、配分、保管)に関する事</li> <li>・ 救援物資全般(業務資源を含む)の調達・収集、保管に関する事</li> </ul>
	予備班	・ 総務対策部所掌業務への支援に関する事
地域振興対策部	商工班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業者に対する事業継続支援に関する事</li> <li>・ 商工業者の被害調査に関する事</li> <li>・ 観光施設等の被害調査に関する事</li> </ul>
	予備班	・ 地域振興対策部所掌業務への支援に関する事

部	班名	所掌事務
市民 環境 対策部	地区 調査班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種証明書等発行に係る家屋の被害及び家族の状況調査に関すること</li> <li>・被災納税者の減免に関すること</li> <li>・罹災証明書及び被災証明書の交付に関すること</li> </ul>
	環境 保全班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防疫に関すること</li> <li>・し尿処理に関すること</li> <li>・塵芥処理に関すること</li> <li>・死体の埋火葬に関すること</li> <li>・その他環境保全に関すること</li> </ul>
保健 福祉 対策部	福祉班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法に基づく事務処理に関すること ※個別の対策に関することは、各所管課にて対応を行う。</li> <li>・避難行動要支援者等の安否確認に関すること</li> <li>・社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること</li> <li>・福祉避難所開設・運営に関すること</li> <li>・社会福祉協議会との連絡・調整に関すること</li> <li>・見舞金、災害弔慰金の支給及び義援金品の配分に関すること</li> </ul>
	衛生班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療施設の被害調査に関すること</li> <li>・医療機関及び保健機関との連絡調整に関すること</li> <li>・災害時の避難地（避難所含む。）における健康管理に関すること</li> <li>・その他被災者等の衛生に関すること</li> </ul>
	予備班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健福祉対策部所掌事務への支援に関すること</li> </ul>
建設 農水 対策部	土木班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害応急復旧に資する資機材及び職員の輸送に関すること</li> <li>・公共土木施設の被害調査及び災害対策に関すること</li> <li>・災害対策関係の労働力の確保及び供給に関すること</li> <li>・公共土木施設の応急対策に関すること</li> <li>・その他公共土木に関すること</li> </ul>
	建築住宅 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共建物等の応急対策及び復旧計画に関すること</li> <li>・応急仮設住宅の建設及び入居に関すること（みなしも含む。）</li> <li>・被災建築物の応急危険度判定に関すること</li> <li>・その他建設関係に関すること</li> </ul>
	農林水産 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農作物の災害対策及び被害調査に関すること</li> <li>・農地及び農業施設の災害対策及び被害調査に関すること</li> <li>・家畜及び畜産施設の災害対策及び被害調査に関すること</li> <li>・林産物及び林産施設の災害対策及び被害調査に関すること</li> <li>・農林業者に対する災害金融に関すること</li> <li>・被災水産業者の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>・漁港の被害調査に関すること</li> <li>・その他農林水産に関すること</li> </ul>
	予備班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設農水対策部所掌事務への支援に関すること</li> </ul>



対策部	班名	所掌事務
教育 対策部	文教班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急教育に関すること</li> <li>・ 教材、学用品等の調達、配給に関すること</li> <li>・ 教育施設の災害対策に関すること</li> <li>・ 教育施設の被害調査に関すること</li> <li>・ 児童生徒の避難及び人的被害に関すること</li> <li>・ 市立小・中学校の教職員の被害に関すること</li> </ul>
議会 対策部	議会対策 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会に関すること</li> </ul>
上下水 道対策 部	上下水道 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道施設の災害調査、応急処置に関すること</li> <li>・ 水道施設の復旧計画に関すること</li> <li>・ 応急水利・飲料水の確保、供給に関すること</li> <li>・ その他水道関係に必要なこと</li> <li>・ <b>公共下水道の災害対策、被害調査、</b> 応急対策に関すること(⇒P150)</li> </ul>
出納 対策部	会計班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策費の出納に関すること</li> <li>・ 義援金等の受付、保管及び出納に関すること(⇒P181)</li> </ul>

#### 4. 災害対策本部等における会議

##### (1) 平時～災害警戒本部開設時

災害対策本部への移行や災害対策等に関して、状況の報告又は、市長の判断（意思決定）を仰ぐ場合に実施する。

##### (2) 災害対策本部開設時

担当者レベルの会議から本部長の意思決定の場である本部会議まで、協議事項に応じて状況に即した会議を実施する。

#### 【本部会議の実施基準】

本部会議の 開催時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対策本部設置後</li> <li>○その他本部長が必要と認めたとき</li> </ul>
本部会議の 構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本部長（市長）</li> <li>○副本部長（副市長）</li> <li>○本部員</li> </ul> <p>教育長、企業管理者、病院事務部長、総務部長、<b>地域振興部長</b>、市民環境部長、保健福祉部長、<b>建設農水部長</b>、議会事務局長、荒尾消防署長</p> <p>※ 上記を基準とするも災害の状況や被害の程度等に応じて、関係機関等から代表者を招致する。</p>
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各部の配備体制</li> <li>○緊急措置事項</li> </ul>
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害状況に関すること</li> <li>○応急対策に関すること</li> <li>○災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること</li> <li>○自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援の要請に関すること</li> <li>○避難指示等及び避難区域の指定に関すること</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>○災害救助法の適用に関する事</li><li>○激甚災害の指定に関する事</li><li>○住民向け緊急声明に関する事</li><li>○応急対策に関する予算及び資金に関する事</li><li>○国、県等への要望及び陳情等に関する事</li><li>○その他災害対策の重要事項に関する事</li></ul>
--	---

その他は、「災害対策本部等における会議の種類（基準）」による。

## 災害対策本部等における会議等の種類（基準）

### 【平時～警戒本部】

種別	意義	開催の目的	構成員	開催の時期（基準）
（災害名） 災害対策会議	災害対策に関して市長の判断（意思決定）を仰ぐ場	①状況の認識統一 ②今後の対応要領等 ・避難所の開設 ・災害対策本部の開設 ・体制の移行等	市長、副市長、各部長  ※ 被害の状況等に応じて、関係部署及び関係機関等から代表者を招致する。	必要に応じ
対策調整会議	今後の対応に係る関係者の調整の場	今後の対応に係る事項等について検討、活動調整	会議目的の関係者等	必要に応じ

### 【災害対策本部】

種別	意義	開催の目的	構成員	開催の時期（基準）
本部ミーティング	現在の状況（被害状況、行動概要等）について報告する場	状況の認識統一	本部長、副本部長 本部長 ※ 当時の状況により、関係者等を招致する。	随意 ・モーニングレポート ・イブニングレポート
班長等会議	災害対策本部における実務担当者の調整の場	①状況の認識統一 ②対策案の検討、調整 ③本部会議報告事項の調整 ④本部会議決定事項の具体策・活動の調整 ⑤重要事項の連絡	対策部各班長等関係する実務担当者、関係機関代表者	●本部会議の前後 ●重大事案の発生、業務の結節等、必要の都度
対策調整会議	特定の対策に係る関係者の調整の場	救助・救急、避難、医療、物資、輸送等、特定の対策の検討、活動調整	会議目的の関係者等	必要に応じ

## 第3節 災害時の対応

---

災害の発生又は、災害発生のおそれがある場合は、速やかに体制を整え、適切に対応する。

### 1. 災害対応

(1) 地震（津波）災害時の対応体制

震度4以上の地震及びそれに伴う津波による災害を対象とする。細部は、別表1による。

(2) 風水害災害時の対応体制

台風及び大雨による災害を対象とする。細部は、別表2による。

(3) 局所型災害時の対応体制

雷や土砂崩れなど上記以外の災害により、限定された地域に発生した災害を対象とする。細部は、別表3による。

### 2. 用語の定義

- (1) 「関係機関」：災害時に情報を逐一連絡し、共有する必要がある機関であり、玉名地域振興局（県）、荒尾警察署、荒尾消防署をいう。
- (2) 「関係部署」：災害時に迅速かつ的確な対応をするために、災害対応や復旧のための出動及び対応が必要となりうる市役所の各課であり、道路管理者である土木班（土木課）をはじめ、主に建設農水対策部を指す。
- (3) 「避難指示等」：高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保をいう。
- (4) 「災害対策本部等」：災害警戒活動、災害警戒本部、災害対策本部（第一から第三配備）をいう。

## 【地震（津波）災害時の対応体制】

別表 1

	震度 4 以上	震度 5 弱以上	震度 6 弱以上	津波警報が発表された場合
初動対応	災害対策本部班（防災安全課）が本部参集			
災害対策本部(警戒本部)設置	① 災害対策本部又は、災害警戒本部の設置 ② 災害状況に応じ関係部署、関係機関へ情報伝達	① 第一又は第二配備体制の設置 ② 災害対策本部員へ「本部設置」の連絡及び自宅待機・出勤等の要請 ③ 関係部署招集 ④ 避難所の開設可否状況を確認後、避難者対応及び運営 ⑤ 災害対策本部での被害状況報告	① 第三配備体制の設置 ② 災害対策本部員へ「本部設置」の連絡及び自宅待機・出勤等の要請 ③ 関係部署招集 ④ 避難所の開設可否状況を確認後、避難者対応及び運営 ⑤ 災害対策本部での被害状況報告	① 第一又は第二配備体制 ② 災害対策本部員へ「本部設置」の連絡及び自宅待機・出勤等の要請 ③ 関係部署招集 ④ 避難所の開設可否状況を確認後、避難者対応及び運営 ⑤ 災害対策本部での被害状況報告 ⑥ 避難指示判断基準により、避難地域住民へ情報伝達 ⑦ 樋門等沿岸施設の運用(業務委託契約者と連携)
情報収集手段	・テレビ、ラジオ、インターネットを活用した情報収集 ・気象庁（熊本地方気象台）		・熊本県統合型防災情報システム	
情報収伝達手段	・愛情ねっと ・コミュニティFM『FMたんと』：平成28年7月9日開局（災害時における放送要請に関する協定に定める「災害放送」及び「緊急割込放送」） ※その他、住民等への伝達手段を活用する。			
状況確認	・関係機関及び関係部署による調査及び通報による把握 ・災害対策本部班（防災安全課）での情報の集約			
情報共有	・関係機関及び関係部署への被害状況報告 ・熊本県災害対策本部への被害状況報告			
出動・応援要請	被害の状況又は、被害拡大のおそれに応じ、下記機関等に出動又は、応援を要請する。 ・消防団の招集（消防団長から連絡・招集） ・熊本県及び自衛隊等への応援要請 ・災害緊急対応（救出救護など）のためのSAR（Search And Rescue）チームの結成 ・応急復旧のための関係機関及び関係部署の出動			
災害対策本部開催	災害による被害状況を確認、情報の共有を図り、認識の統一を図るとともに、災害対策を迅速かつ的確に実施するための審議・調整・決定に資するため、災害対策本部会議を開催する。この際、会議の目的と議題を明らかにして円滑な会議の進行に留意する。			
報道発表	・対応窓口の一本化 ・正確、迅速な情報発信 ・適切なマスコミ対応			
避難所運営	避難所運営マニュアルに基づき、避難所対応職員の配置や自主防災組織との連携を図りながら、避難所を運営する。			
支援物資災害ボランティアへの対応	・支援物資受入れ対応及び避難者（所）への配布計画 ・災害ボランティア活動の受入れ及び連携			
災害復旧	災害復旧計画による			

## 【風水害災害時の対応体制】

別表2

	注意報	注意報発表から警報発表へ切り替わった場合
各種注意報・警報に応じた体制	防災安全課及び関係部署、災害対策本部員等は注意報が警報に切り替わった場合に迅速に対応するため、いつでも連絡がとれる災害警戒活動を基準とした体制を整えておく。	災害対策本部班（防災安全課）は、状況に応じ、以下の行動を実施する。 ① 災害警戒本部又は、災害対策本部の設置 ② 災害状況に応じ関係部署、関係機関へ情報伝達 ③ 災害対策本部員へ「本部設置」の連絡及び自宅待機・出勤等の要請 ④ 関係部署招集 ⑤ 災害対策本部での被害状況報告
情報収集手段	・テレビ、ラジオ、インターネットを活用した情報収集	・熊本県統合型防災情報システム ・気象庁（熊本地方気象台）
情報伝達手段	・愛情ねっと ・コミュニティFM『FMたんと』：平成28年7月9日開局（災害時における放送要請に関する協定に定める「災害放送」及び「緊急割込放送」） ※その他、住民等への伝達手段を活用する。	
状況確認	・関係機関及び関係部署による調査及び通報による把握 ・災害対策本部班（防災安全課）において情報集約	
情報共有	・関係機関及び関係部署への被害状況報告 ・熊本県災害対策本部への被害状況報告	
出勤・応援要請	被害の状況又は、被害拡大のおそれに応じ、下記機関等に出動又は、応援を要請する。 ・消防団の招集（消防団長から連絡・招集） ・熊本県及び自衛隊等への応援要請 ・災害緊急対応（救出救護など）のためのSAR（Search And Rescue）チームの結成 ・応急復旧のための関係機関及び関係部署の出動	
災害対策本部開催	災害による被害状況を確認、情報の共有を図り、認識の統一を図るとともに、災害対策を迅速かつ的確に実施するための審議・調整・決定に資するため、災害対策本部会議を開催する。この際、会議の目的と議題を明らかにして円滑な会議の進行に留意する。	
報道発表	・対応窓口の一本化 ・正確、迅速な情報発信 ・適切なマスコミ対応	
避難所運営等	・自主避難所の開設 災害見積りに応じ、第1次指定避難所を基準として、職員を派遣し開設（荒尾市役所及び荒尾市民病院は常時受入体制） ・避難所の開設 被害拡大のおそれがある場合又は、避難勧告等の発令された場合は、必要に応じ、指定避難所を開設する。この際、行政協力員や自主防災組織、愛情ねっと、コミュニティFM、広報車等あらゆる手段により住民に伝達する。 ・避難所の運営 避難所運営マニュアルに基づき、避難所対応職員の配置や自主防災組織との連携を図りながら、避難所を運営する。	
支援物資災害ボランティアへの対応	・支援物資受入れ対応及び避難者（所）への配布計画 ・災害ボランティア活動の受入れ及び連携	
災害復旧	災害復旧計画による	



## 【局所型災害時の対応体制】

別表3

災害対策本部 の設置	<p>災害対策本部班（防災安全課）は、状況に応じ、以下の行動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害の規模に応じ、災害対策本部等の設置</li> <li>② 災害状況に応じ関係部署、関係機関へ情報伝達</li> <li>③ 災害対策本部員へ「本部設置」の連絡及び自宅待機・出勤等の要請</li> <li>④ 関係部署招集</li> <li>⑤ 災害対策本部での被害状況報告</li> </ul>
情報収集 手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレビ、ラジオ、インターネットを活用した情報収集</li> <li>・ 熊本県統合型防災情報システム</li> <li>・ 気象庁（熊本地方気象台）</li> </ul>
情報伝達 手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 愛情ねっと</li> <li>・ コミュニティFM『FMたん』：平成28年7月9日開局（災害時における放送要請に関する協定に定める「災害放送」及び「緊急割込放送」）</li> </ul> <p>※その他、住民等への伝達手段を活用する。</p>
状況確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関及び関係部署による調査及び通報による把握</li> <li>・ 災害対策本部班（防災安全課）において情報集約</li> </ul>
情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関及び関係部署への被害状況報告</li> <li>・ 熊本県災害対策本部への被害状況報告</li> </ul>
出勤・ 応援要請	<p>被害の状況又は、被害拡大のおそれに応じ、下記機関等に出勤又は、応援を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防団の招集（消防団長から連絡・招集）</li> <li>・ 熊本県及び自衛隊等への応援要請</li> <li>・ 災害緊急対応（救出救護など）のためのSAR（Search And Rescue）チームの結成</li> <li>・ 応急復旧のための関係機関及び関係部署の出勤</li> </ul>
災害対策 本部開催	<p>災害による被害状況を確認、情報の共有を図り、認識の統一を図るとともに、災害対策を迅速かつ的確に実施するための審議・調整・決定に資するため、災害対策本部会議を開催する。この際、会議の目的と議題を明らかにして円滑な会議の進行に着意する。</p>
報道発表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対応窓口の一本化</li> <li>・ 正確、迅速な情報発信</li> <li>・ 適切なマスコミ対応</li> </ul>
避難所運営等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自主避難所の開設 災害見積りに応じ、第1次指定避難所を基準として、職員を派遣し開設（荒尾市役所及び荒尾市民病院は常時受入体制）</li> <li>・ 避難所の開設 被害拡大のおそれがある場合又は、避難勧告等の発令された場合は、必要に応じ、指定避難所を開設する。この際、行政協力員や自主防災組織、愛情ねっと、コミュニティFM、広報車等あらゆる手段により住民に伝達する。</li> <li>・ 避難所の運営 避難所運営マニュアルに基づき、避難所対応職員の配置や自主防災組織との連携を図りながら、避難所を運営する。</li> </ul>
支援物資災害 ボランティアへの 対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援物資受入れ対応及び避難者（所）への配布計画</li> <li>・ 災害ボランティア活動の受入れ及び連携</li> </ul>
災害復旧	<p>災害復旧計画による</p>

## 第4節 動員計画

---

災害が発生するおそれ、又は発生した場合における職員の配置体制、配置方法及び応援等について定め、応急措置等の円滑な実施を期する。

### 1. 職員配備体制の整備

#### (1) 職員への周知徹底

防災関係機関及び市の各部課長等は、災害が発生するおそれ、又は発生した場合における災害応急措置を迅速かつ着実に推進するため、所属職員の全部又は一部が直ちに応急措置に従事し活動し得るよう連絡網の整備及びマニュアルの作成・見直しを適時に行い、所属職員に周知徹底しておくとともに、相互に協調するよう日頃の確認に努めるものとする。

#### (2) 情報収集

職員は、自ら積極的に気象情報等の収集に努めるとともに、熊本県防災情報メールサービスや安心安全情報ネットワークシステム「愛情ねっと」、荒尾市防災情報伝達システムにおける伝達手段の1つである「荒尾市防災アプリ」を、事前に各個人が所有する携帯電話に登録する等、災害情報の収集に留意する。

#### (3) 速やかな体制移行

大規模災害や局所型の災害など、配備体制を伝達するいとまがない場合、職員は速やかに自ら得た災害情報に基づき登庁し、各対策部の活動を実施し災害対策本部班との連携を図る。この際、各部署で定められたマニュアルに基づいた配備体制及び所掌事務を十分に把握し速やかに体制移行できるよう留意する。

### 2. 職員の配備体制

(1) 災害対策を迅速かつ強力に推進するために、荒尾市災害対策所掌配備体制に基づき、職員を配備する。

(2) 対策部長は災害対策要員のうちから配備に要する配備要員をあらかじめ選定しておき、本部が配置されたとき直ちに配備要員名簿を作成する。

### 3. 非常招集計画

(1) 勤務時間外又は職員の休日に災害発生のおそれ、又は災害が発生した場合は、体制移行の基準に基づき、速やかに登庁する。

災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部班長はその旨及び配備の規模を各対策部長に通知する。なお、宿日直は、住民等から災害発生の通報や避難に関する相談等を受けた場合は、速やかに防災安全課の防災担当者に通報する。

(2) 通知を受けた対策部長は、配備の規模により部内配備要員に対し指定の配備につくよう指示する。

(3) 指示を受けた配備要員は直ちに所定の配備につくものとする。

(4) 各対策部長は、配備要員の災害活動に対する危害防止に常に注意を払うものとする。

荒尾市災害対策所掌配備体制（班別）

対策部	班	所掌課	第一配備（班長）	第二配備 （第一配備を含む）	第三配備 （第二配備を含む）
(市民環境部)	災害対策本部班	防災安全課	(防災安全課長) 防災安全課全員		
	予備班	くらしいきいき課	(くらしいきいき課長)	地域協働係長 ふるさと創生係長 ※その他必要に応じた人員	全員
総務対策部	秘書班	秘書課	(秘書課長) 秘書課主査	秘書課全員	
	広報班	総合政策課	(広報統計係長)	広報統計係全員	
	情報班	文化企画課	(情報推進室長)	情報推進室全員	
	財政班	財政課 契約検査室	(財政課長) 公有財産管理室長 契約検査室長	財政係長	全員
	総務班	総務課	(総務課長) 人事厚生係長 行政管理係長 行政管理係員	総務課主幹 選挙係長 男女共同参画推進室長	全員
	文化施設班	文化企画課	(文化企画課長) 世界遺産・文化交流室員 1 名	世界遺産・文化交流室全員	
	総務対策予備班	総合政策課 文化企画課行革・DX推進係 人権啓発推進室	(総合政策課長)	政策推進室長 行革・DX推進係長 人権啓発推進室長	全員
地域振興対策部	商工班	産業振興課	(産業振興課長) 商工・企業誘致推進室長 観光推進室長 道の駅整備推進室長	商工・企業誘致推進室員 観光推進室員 各 1 名	全員
	地域振興対策予備班	スマートシティ推進室			全員
市民環境対策部	地区調査班	市民課 税務課 収納課	(市民課長) 税務課長 収納課長	市民課市民係長 市民課記録係長 市民課市民サービスセンター長 税務課税務係長 税務課市民税係長 税務課資産税係長 収納課徴収係長 収納課整理係長	全員
	環境保全班	環境保全課	(環境保全課長) 環境業務係長 環境企画調査係長	清掃事務所長 松ヶ浦環境センター所長 松ヶ浦環境センター所員	全員
保健福祉対策部	福祉班	福祉課 子育て支援課	(福祉課長) 子育て支援課長 福祉課総務係長 福祉課総務係員 子育て支援課保育幼稚園係長	福祉課保護係長 福祉課福祉係長 子育て支援課給付係長 福祉課参事	全員
	衛生班	すこやか未来課 保険介護課	(すこやか未来課長) 保険介護課長 保健センター次長 (1)	すこやか未来課 保健センター次長 (1) こども相談係長 保険介護課 高齢者医療係長 国保年金係長 介護保険係長 地域包括支援センター所長	全員
	保健福祉対策予備班	監査委員事務局	(監査委員事務局長) 監査委員事務局次長		全員

対策部	班	所掌課	第一配備 (班長)	第二配備 (第一配備を含む)	第三配備 (第二配備を含む)
建設農水対策部	土木班	土木課	(土木課長) 維持管理係長 維持管理係員 (2名)	事業係長 土木課員(4名)	全員
	建築住宅班	建築住宅課	(建築住宅課長) 住宅・空家対策係長 建築営繕係長	住宅・空家対策係員 建築営繕係員 全2名	全員
	農林水産班	農林水産課	(農林水産課長) 農政係長 耕地水産係長 耕地水産係員(2名)	農業委員会係長 農政係全員 耕地水産係全員 全11名	全員
	建設農水 対策予備班	都市計画課	(都市計画課長) 計画係長	区画整理係長	全員
教育対策部	文教班	学校教育課 教育振興課 生涯学習課	(学校教育課長) 指導主事(3名) 教育振興課長 教育振興課教育政策係長 生涯学習課長 生涯学習課サポート推進係長 全8名	教育振興課学務係長 教育振興課学校給食センター係長 生涯学習課社会教育係長	全員
議会対策部	議会対策班	議会事務局	(議会議務局長) 議会議務局次長		全員
上下水道 対策部	上下水道班	企業局総務課 企業局建設課	(企業局長) 企業局総務課長 企業局建設課長	企業局 総務課総務係長 総務課政策企画係長 建設課維持管理係長 建設課下水道建設係長 建設課維持管理係員 建設課下水道建設係員	全員
出納対策部	会計班	会計課	(会計管理者) 出納係長		全員
合 計			第一配備 72名 ※その他必要に応じた人員	第二配備 (第一配備を含む) 151名 ※その他必要に応じた人員	第三配備 (第二配備を含む) 405名

## 第5節 応援要請・受入れ支援計画

---

市は、大規模災害時に、関係団体・機関等と連携し、災害応急活動が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

災害が発生するおそれがある場合は被害規模の予測を行い、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。

その際、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう受援計画を策定する。

細部は、第 33 節「受援計画」による。

### 1. 県に対する応援要請

(1) 市長は、市に係る災害が発生した場合において、必要に応じて県知事に対し、災害対策基本法第 68 条の規定に基づく応援を求め、又は、災害応急対策の実施を要請する。

(2) 「被災市町村応援職員確保システム」に基づく協力要請

県は、大規模災害発生時に、県内市町村による応援職員の派遣だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難等であると認めるときは、総務省等と連携し、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」等に基づき、九州地方知事会幹事県を通じて、関係県に応援職員の派遣を依頼するものとする。

また、市は、必要に応じ、被災市町村の長への助言や関係機関等との連携を行う「災害マネジメント総括支援員」の派遣を県を通じて総務省に、又は対口支援団体（カウンターパート）を通じて総務省に要請するものとする。

### 2. 他市町村に対する応援要請

市長は、市に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、必要に応じて他の市町村長に対し、災害対策基本法第 67 条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣を要請する。

### 3. 応援派遣要請

(1) 協定に基づく応援派遣要請

ア 熊本県市町村災害時相互応援に関する協定

市長は、災害が発生し、単独で十分な応急復旧ができない場合に、「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定（平成 15 年 7 月 23 日締結）」に基づき、県内他市町村長に対し応援を要請する。

イ 有明圏域定住自立圏における災害時の相互応援協定

市長は、災害が発生した場合、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、「有明圏域定住自立圏における災害時の相互応援協定（平成 27 年 10 月 27 日締結）」に基づき、大牟田市・柳川市・みやま市・長洲町・南関町長に対し応援を要請する。

ウ 災害時応援協定を締結している団体等への要請

市は、大規模災害時等の発生により必要があると認めた場合には、応援協定を締結している団体、企業、防災関係機関等に対し、各協定であらかじめ定めた手続きにより応援を求めるものとする。

なお、市は大規模災害時の迅速な応急復旧・復興対策の実施のため、各種団体等と積極的に災害時応援協定を締結するとともに定期的に相互の連絡体制を確認し、災害時の即応体制を確保するものとする。

市が締結している災害時応援協定は、「関係資料編」に掲載のとおり。

(2) 自衛隊災害派遣要請

市長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、県知事に対して電話又は、口頭で依頼し、その後速やかに依頼分書を提出する。

また、通信の途絶等で県知事に依頼できないときは、直接最寄りの自衛隊の部隊に通知し、その後、所定の手続きを行う。

細部は、第 27 節 「自衛隊派遣要請計画」による。

(3) 関係機関の広域応援要請

消防、警察においては、それぞれ独自に整備している応援協定や緊急援助の体制を活用し、被災地所管のみでの対応が不可能な場合の体制を整える。

ア 消防関係

- ・熊本県市町村消防相互応援
- ・緊急消防援助隊

イ 警察関係

- ・広域緊急援助隊

(4) 指定地方行政機関等への要請

災害対策本部（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のための応援の必要があると認められるときは、必要に応じて指定地方行政機関もしくは指定公共機関の長に対し、災害対策基本法第 29 条の規定に基づく職員の派遣を要請する。

また、必要に応じて県知事に対し、指定地方行政機関職及び指定公共機関の職員の派遣について、災害対策基本法第 30 条の規定に基づく斡旋を求める。

(5) 関係部署における広域応援要請



市各部署における広域応援要請については、各部門で参画している関係機関への応援要請を行うとともに、日頃から連携をとり、迅速かつ的確な要請が行える体制を構築する。

#### 4. ヘリサイン表示施設

大規模災害等、他県からの応援に迅速かつ的確に対応するため、「平成23年度熊本県防災拠点施設ヘリサイン表示事業」により、市内2カ所の公共施設にヘリサインの整備を行った。設置個所は下記のとおり。

市内位置	設置箇所
市北西部	荒尾市役所
市南東部	荒尾第四中学校

#### 5. 応援の受入れ・活動支援

##### (1) 受入体制の準備

市は、応援受入れのための活動拠点施設、宿泊地、食料、資機材、滞在に必要な生活設備等の手配を行う。

##### (2) 自衛隊、警察、消防等広域応援部隊等の展開候補地

###### ア 荒尾市運動公園

野外音楽堂、サッカー場（子供専用）、アーチェリー場、中央駐車場、テニス場、ソフトボール球場、ゲートボール場、陸上競技場駐車場

###### イ あらおゆめタウンシティモール F 駐車場

ウ 細部の配置については、当時の状況による。

#### 6. 応援の撤収要請

市長は、応援の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、要請先と協議の上、撤収要請を行う。

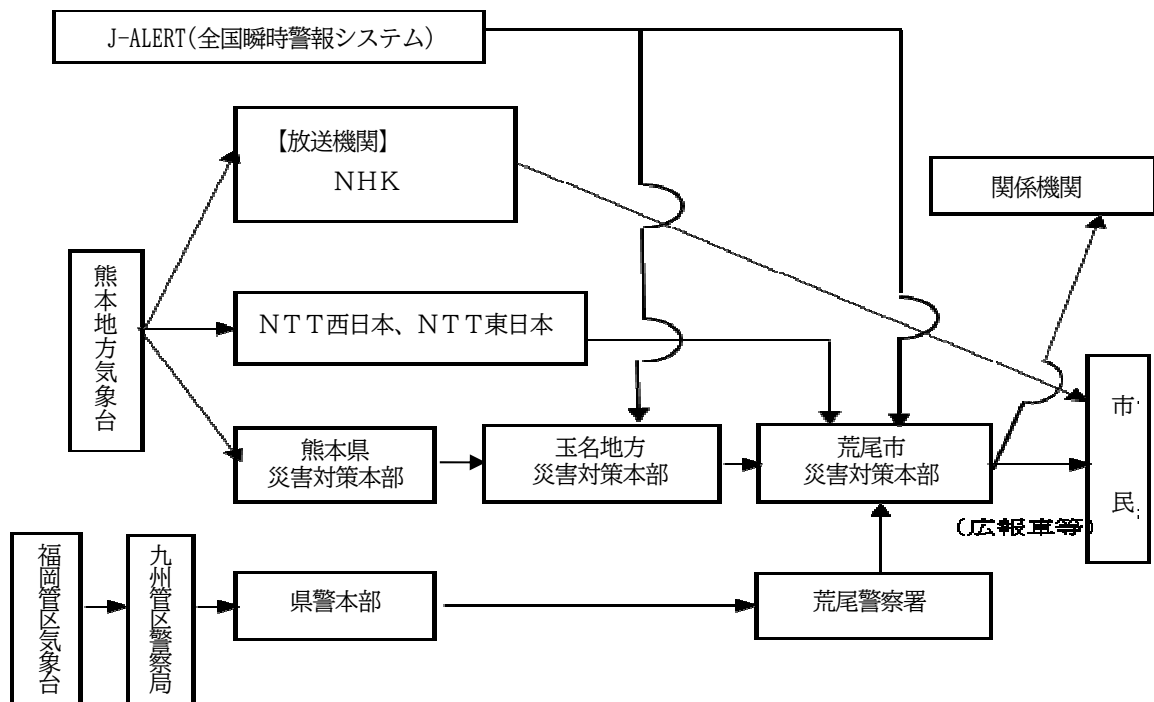
## 第6節 通信、情報計画

### 1. 通信計画

#### (1) 気象予警報等の伝達組織及び周知の方法

気象予警報等の伝達は次の通報組織により迅速確実にを行うものとする。

住民等への伝達手段は、第8節「避難計画」別表2による。



#### (2) 警報等の発表、解除

気象、水防、火災警報の発表、解除は次の要領による。

##### ア 気象警報・注意報

熊本地方気象台が、市町村ごとに気象要素が基準に達すると予想した区域に対し発表する。

##### イ 水防警報

県河川については、河川管理者（県）が洪水時に水防団体の活動に対し発令する警報で、河川ごとに決められた水位観測所の水位により情報の種類を変更する。

##### ウ 火災警報

消防計画に定める発令基準に基づいて行う。

#### (3) 通信システムの構成

##### ア 防災情報伝達システム

携帯電話通信網（閉鎖系）を活用し、屋外スピーカーや戸別受信機、携帯電話・スマートフォン、パソコン等へ防災情報の伝達のための通信網を構成

#### イ 総合防災情報システム

インターネット回線を利用し、タブレット及びパソコンなどにより市内の災害現場や避難所、関係機関等との通信網を構成

#### ウ 熊本県情報共有システム

インターネット回線を利用し、パソコンやタブレットなどにより熊本県の災害対策本部と各市町村との通信網を構成

#### (4) 通信途絶における措置及び応急対策

有線通信が途絶したときは、警察、消防その他関係機関の保有する通信機材等を利用するとともに、市消防団に配備されている簡易無線機により通信、連絡の確保に努めるものとする。なお、有線通信の応急対策については「災害時優先電話」（防災安全課に設置）を活用し行う。

また、県が設置した防災無線施設により、非常災害時における通信機能を確保し、県内における国・県関係機関並びに県内各市町村間の迅速な情報の収集、交換を図り適切な災害対策を講ずるとともに、応援協定に基づき国土交通省九州地方整備局（窓口：菊池川河川事務所）と協力し、迅速な通信手段の確保を図る。

さらに、大規模災害時など被害が甚大な場合においては、衛星携帯電話、MCA等無線の貸し出しなどの利用ができる総務省九州総合通信局と連携し、使用可能な通信手段を活用する。

## 2. 情報計画

### (1) 情報の収集・共有

#### ア 防災情報の収集・共有

総合防災情報システムや防災情報共有システム（県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む。）を活用して、各種防災情報の効率的な収集や職員間との共有及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有を図るものとする。

このため、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報は、県の非常災害対策本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

#### イ 被害状況等の把握・調査

(ア) 住民の通報、関係機関等からの情報及び現場確認等により被害状況等の把握に努める。この際、現場に派遣された職員は、タブレット端末を活用し、災害対策本部との迅速な情報共有に努める。

(イ) 関係部署等及び関係機関相互に連絡を密にし、調査脱漏、重複調査等のないように留意し、異なった被害状況については調整するものとする。

(ウ) リ災世帯、人員数等についての調査は現地調査のほか住民情報等と照合し、適確を期するものとする。

なお、住民情報等は、保管媒体を複数確保するなどバックアップ体制を整備するものとする。

ウ 避難状況の把握・報告

避難所を運営する職員は、タブレット端末を活用し、開設した時期や避難者数などを適時に入力して災害大祭本部と情報を共有する。

(2) 被害情報等の報告

ア 被害報告取扱責任者

市長は、関係機関へ被害報告が迅速かつ的確に処理できるよう、あらかじめ次の者を被害報告責任者として定めておくものとする。

第一順位 総務対策部長 第二順位 市民環境対策部長

イ 通報・報告

(ア) 市長（災害対策本部長）への報告

収集した各種防災情報や被害情報等は、防災安全課（災害対策本部班）がとりまとめ、会議等を通じて適時に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接、市長（災害対策本部長）及び被害報告取扱責任者に報告する。なお、勤務時間外に被害状況の報告があったときは、宿日直者が受領し、防災安全課を通じ、被害報告取扱責任者、又は市長に連絡するものとする。

(イ) 県等への通報・報告

市長（災害対策本部長）は、管内の確実な被害報告をとりまとめ、県その他の関係機関に通報、又は報告を行うものとする。なお、県への報告は、原則として、防災情報共有システムへの入力により報告するものとする。

3. 被害の判定基準（熊本県地域防災計画【資料編】第4「被害報告」から抜粋）

区 分		認 定 基 準
人 的 被 害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、死体は確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重 症 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽 症 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治癒できる見込みの者とする。
住 家 の 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わないものである。
	戸 数	独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。
	世 帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯とする。
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	床上浸水	住家の床以上に浸水したもの及び全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、木竹等の堆積のため一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	住家の床上浸水にいたらないものとする。
非 住 家 の 被 害	公 共 建 物	例えば、役場庁舎、公立保育所、公民館等の公用又は公共用に供する建物で全壊又は半壊したものとする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で全壊又は半壊したものとする。
り 災 者 等	り 災 世 帯	災害によって全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別々であれば分けて扱うものとする。
	罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。

## 第7節 広報計画

---

市内の災害時における情報及び被害状況等を報道機関、その他を通じて速やかに関係機関並びに住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

### 1. 災害応急対策責任者

- (1) 災害対策基本法に定められている災害応急対策責任者（災害対策基本法第50条・第51条）は、それぞれの分担事務又は業務について広報活動に努めるものとする。
- (2) 災害対策基本法第56条に基づく警報の伝達及び警告

### 2. 災害情報等の収集

災害情報等の収集については、国、県の各種システムによる情報収集によるほか、次の方法による。

- (1) 職員派遣による災害現場の取材及び記録写真の収集
- (2) 報道機関その他関係諸機関の取材による写真の収集
- (3) その他災害の状況に応じ職員の派遣による資料の収集
- (4) 災害現場における住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策等に反映させるものとする。

### 3. 災害対策本部設置前後の広報担当

- (1) 災害対策本部設置以前
  - ア 広報責任者：防災安全課長
  - イ 広報担当  
危機管理防災室が実施、対応することを基本とする。報道関係者の対応等、状況により、広報統計係と連携して実施する。
  - ウ 報道機関の対応  
当時の状況による。
- (2) 災害対策本部設置以降
  - ア 広報責任者：広報班長
  - イ 広報担当  
広報班が実施、対応することを基本とする。ただし、携帯電話キャリアが運用する「緊急速報メール」の配信や広報車両による巡回放送、防災サイレン（津波災害）による警戒の周知など緊急を要する警戒情報は、災害対策本部班が対応する。
  - ウ 報道機関の対応  
広報班長の計画に基づき、広報対応窓口を設置し、情報発信の一本化を図る。この際、報道対応ルールを事前に決めておくとともに、報道機関の協力を得ながら、住民及び避難者、被災者へ安心を与える効果的な広報に努める。

### 4. 災害情報等の発表項目及び広報の手段

- (1) 報道機関に対する情報の発表項目（基準）



収集した災害情報等に基づき、次のような項目をはじめとした報道機関が必要とする情報を、当時の状況等に応じて発表する。

- ア 災害種別（名称）及び発生年月日
- イ 災害発生場所又は被害激甚地域
- ウ 避難情報の発令状況
- エ 開設避難所の名称及び状況（避難者数、受入可否等）
- オ 被害状況
- カ 本部の設置又は廃止
- キ その他必要な事項

(2) 住民等に対する広報の手段

ア 住民及び避難者、被災者に対する広報活動は、災害状況の推移を見ながら次の方法により行うものとする。この際、高齢者や障がい者など災害時要援護者への伝達に十分配慮する。

(ア) 防災情報伝達システムの利用

- a 屋外スピーカーによる放送
- b 戸別受信機への送信
- c 防災アプリによる配信
- d 安心安全ネットワーク「愛情ねっと」によるメール配信
- e 荒尾市ホームページへの掲載
- f LINE 公式アカウントへの配信

(イ) 熊本県防災情報共有システムの利用

- a Lアラートへの配信
- b 携帯電話キャリアが運用する「緊急速報メール」の配信

(ウ) 広報車の利用

(エ) コミュニティFM（FMたんと）放送の利用

(オ) 広報誌、チラシ等印刷物の利用

(カ) 新聞、ラジオ及びテレビなど報道機関の利用

(キ) ヤフーによる災害情報の配信

(ク) 防災サイレン（津波災害）による警戒の周知

[サイレン吹鳴基準]

気象業務法第24条、気象業務法施行規則第13条の規定により吹鳴するものとする。

なお、吹鳴する標識は、予報警報標識規程に基づくものとする。

[サイレン吹鳴パターン]

(5秒吹鳴 6秒休止) × 5回

※必要に応じて、追加吹鳴

イ 広報事項の内容

- (ア) 災害に関する情報及び注意事項
- (イ) 災害応急対策とその状況
- (ウ) 災害復旧対策とその状況

- (エ) 被災地を中心とした交通に関する状況
- (オ) その他必要な事項

#### 5. 関係機関等に対する情報の提供

必要に応じて防災関係機関、事業所、重要な施設の管理者等に対して災害情報等を提供し、災害実態の周知に努めるものとする。

なお、行方不明者及び死者の氏名等の情報は、県災害対策本部が原則公表するものとし、公表に当たっては、県及び警察と連携するものとする。

#### 6. 庁内連絡

災害対策本部班は、災害情報及び被害状況の推移を災害対策本部内において表示するとともに、必要に応じ、庁内放送・グループウェア、総合防災情報システム等を利用して職員に周知する。

## 第8節 避難計画

災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある危険な状態に陥った時、住民の人命及び財産を保護するとともに、災害の拡大を防止するため、該当する地区の居住者、滞在者その他の住民に対し、避難指示等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の伝達・誘導等により、迅速かつ円滑な避難の実施に努める。この際、大雨や台風接近に伴う住民の不安の解消や安全確保のため、必要に応じ、自主避難所を開設する。

また、避難指示等が発令された際、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

### 1. 自主避難所の開設

防災安全課長は、大雨や台風接近の影響により、被害発生が予想され、住民が危険を感じるおそれがあると判断される場合、第1次指定避難所を基準として、関係職員を派遣し、自主避難所を開設する。なお、荒尾市役所は24時間対応可能な避難所とするも、受け入れの開始については、防災安全課長の判断による。自主避難は、基本的に個人の判断で、市が開設する避難所、又は自治会等が設定した安全な場所へ退避するものとするが、場合によっては屋外を移動して避難所へ避難するよりも、屋内に留まり建物の2階以上や屋上などの上階へ移動（垂直避難）による安全確保も考慮する。

### 2. 避難指示等の伝達

#### (1) 警戒レベルを用いた避難指示等の発令及び住民への情報伝達

最新の気象情報を参考に内閣府「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）、別表1「避難指示等の発令基準」に基づき判断し、別表2「住民等への伝達手段」を基準に5段階の警戒レベルを用いて伝達を実施する。

#### (2) 避難指示等の伝達責任者

災害対策本部長は、危険が迫り緊急に立退きを必要とするときは、災害対策基本法（第56条、第60条関係）に基づき、危険区域の住民等に対し警戒レベル（3～5）と合わせて高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。ただし、現地状況が不明、又は危険が切迫している場合は、現地の市職員に避難指示等の権限を委任するものとする。

さらに、災害対策本部長が避難指示等を行うことができないと認めるときは、職務代理者規定により定められた者が発令する。また、両者共に指示が出来ない場合は警察官、又は消防署員が避難の指示を行うことができる。この場合、警察官、又は消防署員は直ちにその旨を市長に通知するものとする。

(3) 警戒レベルを用いた避難指示等の区分

ア 警戒レベル3

(ア) 発令される状況

災害のおそれあり

(イ) 居住者がとるべき行動

危険な場所から高齢者等は避難

高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。

(ウ) 行動を促す情報

高齢者等避難

イ 警戒レベル4

(ア) 発令される状況

災害のおそれ高い

(イ) 居住者等がとるべき行動

危険な場所から全員避難

避難場所等への立退き避難を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で屋内安全確保する。

(ウ) 行動を居住者等に促す情報

避難指示

ウ 警戒レベル5

(ア) 発令される状況

災害発生又は切迫

(イ) 居住者等がとるべき行動

命の危険 直ちに安全確保

居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する。

(ウ) 行動を居住者等に促す情報

緊急安全確保

※災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から必ず発令されるものではない。

エ 警戒レベル1（早期注意情報）及び警戒レベル2（大雨・洪水・高潮注意報）の情報は気象庁が発表する。

**3. 市が指定する避難所**

- (1) 災害時の被害から地域住民の生命を守るため、あらかじめ市公共施設など被災者を滞在させるために必要とされる規模を有し速やかに被災者等を受け入れることが可能な施設等を避難所として指定する。（以下「指定避難所」という。）指定避難所は、開設の

段階基準として、第1次避難所と第2次避難所に区分する。指定避難所については、別表3のとおり。

- (2) 避難指示等による避難を迅速かつ的確に行うため、総合防災ハザードマップ（防災ブック）への記載や各種広報を利用して地域住民に周知する。
- (3) 指定した避難所が使用できない場合又は、これらでは充足できない場合は、地区公民館などその他の既存の建物を、既存の施設が得難い場合は、野外に仮施設または天幕等を設置して避難所として開設し、住民の安全確保に努める。

なお、既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。

#### 4. 指定避難所の開設

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は災害対策本部長の指示により、避難所を開設する。避難所の開設の判断については、災害の種別（大規模、局所型、風水害）に応じて対応するものとし、風水害災害については、あらかじめ定めた市職員により従事を行うものとする。

なお、災害救助法が適用された場合の避難所の開設及び収容等の基準は、同法及び運用方針によるが、その概要は次のとおりであり、同法が適用されない場合もこれに準じて行うものとする。

##### (1) 開設時期

災害対策本部長は、住民の安全確保、被災者の保護や避難のための立ち退きが必要であると判断される場合において、避難所の開設を指示する。

開設時期は、気象情報及び別表1「避難指示等の発令基準」による発令基準を参考に判断する。

##### (2) 開設する避難所

開設は、第1次指定避難所、第2次指定避難所の区分を基準とするが、気象状況や被害状況、指定避難所の被災状況に応じて決定する。各指定避難所の開設・運営を担当する部署については、別に示す。

特に、要配慮者への配慮が必要な場合は、福祉避難所に準じた対応が可能な「ふれあい福祉センター」を開設する。また、避難生活が長期化する場合に高齢者や障がい者、病弱者など避難所生活において特別な配慮を必要とする人を対象とした福祉避難所を開設する。細部は、第10節「避難行動要支援者支援対策」による。

なお、災害救助法による避難所の供与は、熊本県地域防災計画に示された救助の種類及び実施方法に基づくものとする。

##### (3) 避難所等の安全性の確認

避難所開設にあたっては、避難場所の安全性を確認したうえで、避難所を設置するものとする。安全性の確認の結果、災害の様相が深刻で、市内に避難所を設置することが

できない場合には、隣接市町村と協議し、収容の委託あるいは隣接市町村の建物・土地を借り上げて避難所を設置するものとする。

## 5. 住民への周知

避難所を開設したときは、防災情報伝達システムを活用し、戸別受信機や防災アプリ、愛情ねっと、LINE への配信、市ホームページへの掲載を行うとともに、自治会等を通じて伝達するなど、速やかに被災者にその場所を周知徹底し、避難所に収容すべきものを誘導し、保護できるよう努める。細部は、別表2「住民等の伝達手段」による。

また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページや防災アプリ等を活用し、指定避難所の開設状況や混雑状況等の周知に努め、避難の円滑化を図る。

## 6. 指定避難所への収容

避難所への収容においては、災害時避難行動要支援者の特性に可能な限り配慮するものとし、場合によっては、病院や社会福祉施設等への収容についても検討を行うものとする。

### (1) 収容の対象者

災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者、もしくは避難指示等が発令された地区の者を収容するものとする。

なお、今後の気象状況や被害状況等を考慮して避難の必要性が低い場合は、避難者に今後の気象状況等を説明するなどして円滑な避難所運営に努める。

### (2) 避難の誘導

避難誘導にあたっては、地域住民等により、事前に危険箇所を見積もり、確認するなど地区の特性に応じた安全な避難経路の選定に留意する。

また、自治会や民生委員、地域の自主防災組織及び消防団等と連携して、住民の安否と避難の安全を確保できるよう誘導に努める。

特に、高齢者、障がい者、児童、外国人等の災害時避難行動要支援者の避難については、「荒尾市避難行動要支援者支援計画」に基づき、地域の支援者と連携するなどして、それぞれの避難者の立場を十分に配慮し避難誘導を行う。また、防災と福祉の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

## 7. 避難所の運営

### (1) 避難所運営職員の派遣

避難所を開設した場合、各避難所にはその維持管理のため、責任者を定めるものとする。なお、長期的な避難所運営が必要な場合は、応援職員の要請を行うとともに、自主防災組織、荒尾市職員退職者会等と連携をして運営する。

### (2) 避難所開設の報告

災害対策本部は、避難所開設の状況を把握・集約し、速やかに指定された要領により県に報告するものとする。



(3) 避難所等の環境整備等

ア 避難所開設以降は、避難者のニーズに基づく物資の調達、配給に努め、避難所運営の環境整備に着意する。

イ 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

ウ 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

エ 避難所における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努めるものとする。特に、感染流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態にならない環境の確保に留意する。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペース確保に努める。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。

(4) 避難所運営マニュアルの活用

ア 避難所の運営については、各避難所担当部署が作成した「避難所運営マニュアル」を基準とする。

イ 出前講座等を通じ、地域住民へ避難所運営要領の普及に努めるとともに、自治会や自主防災組織等に対し、避難所運営マニュアルを活用した防災訓練の実施を促し、地域住民が自主的かつ円滑に避難所を運営できる体制を確立する。

ウ 避難所を担当する各部署は、避難所開設・運営訓練を通じて得られた成果に基づき、避難所運営マニュアルの修正・見直しを行い、更なる実効性の向上を図るとともに、職員の配置変更時や出水期前等、結節となる時期に避難所運営マニュアルの周知徹底を図る。

(5) 災害救助法が適用された場合の留意事項

避難所開設の期間は、原則として最大限7日以内とする。市町村が開設する避難所が災害救助法の基準を超える場合には、県が厚生労働大臣との協議が必要となるため、市（災害対策本部）は避難所開設状況を把握し、県へ報告する。

(6) 荒尾市職員退職者会との連携

避難所運営が長期化した場合等においては、荒尾市職員退職者会との協定に基づき応

援を要請し、避難者の受付や誘導など避難所運営の補助について、支援を受ける。

## 8. 指定緊急避難場所の指定について

災害対策基本法第 49 条の 4 の規定による指定緊急避難場所を定める。

なお、災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所、又は帰宅困難者が公共の交通機関が回復するまで待機するなど、大雨・洪水、台風の接近等により、被害に遭うおそれがある場合など、自主的に避難される住民を受け入れる施設（第 1 次避難所）を別に定める。細部は、別表 3 による。

## 9 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない避難者（以下「避難者外避難者」という。）を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。

## 10 ペット避難について

- (1) 避難所は、多くの被災者が避難生活を送る場であるため、動物を苦手とする人やアレルギーなどの理由で動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、他の避難者への配慮等が必要である。そのため、ペットの飼い主に対し被災時の備えについてパンフレットの配布や出前講座等において普及啓発に努めるものとする。
- (2) 災害発生時等におけるペットの避難にあたっては、ペットと同行避難(※)できる指定避難所をホームページなどで確認し、避難に必要な物資等を携行して避難する。なお、飼い主は、日頃から予防接種等健康管理をはじめ、ケージやフード、トイレ用品等の準備を整えるとともに、ケージ等に入る訓練やむやみに吠えないなど災害に備えたしつけを確実にしておくことが必要である。
- (3) 避難所におけるペットの飼養は、飼い主の責任であることを明示し、糞尿やえさなどの対応やシート等を活用し施設を汚損しないよう徹底する。
- (4) 避難所駐車場において、ペットと車中にて避難される場合も、避難所において受付を実施する。

※「同行避難」とは、飼い主がペットと共に移動を伴う避難行動をすること

「同伴避難」とは、被災者が避難所でペットを飼養管理すること

なお、いずれも避難所等において飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するのではなく、ペットの飼養環境は避難所等によって異なることに留意が必要である。

### 【参考】

同行避難の対象となる動物、避難所で飼養できる動物は原則としてペット(愛がん動物又はコンパニオンアニマル)として飼養されている犬や猫、げっ歯類、鳥類などの比較的

小型の動物とする。なお、身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）については、公共施設での同伴が認められている。

## 【避難指示等の発令基準】

## 1. 避難指示等の発令基準の設定手順

- ① 対象とする災害の特定
- ② 避難指示等の対象とする区域の設定
- ③ 避難指示等の発令基準の設定

## 2. 対象とする災害の特定

過去の災害や想定される災害を調査し、避難指示等を発令する対象とする災害を特定する。本計画においては、河川洪水、土砂災害、高潮、津波を対象とする。

## 3. 避難指示等の対象とする区域の設定

## (1) 河川洪水災害避難区域

避難指示等の対象となる区域は、荒尾市防災ブックの浸水想定区域を基本として設定する。

なお、洪水発生時における実際の発令にあたっては、河川状況や、堤防決壊、溢水のおそれがある地点等の諸条件に応じて想定される浸水区域を考慮して決定する。

## (2) 土砂災害避難区域

避難指示等の対象となる区域は、荒尾市防災ブックの土石流危険区域及び急傾斜地崩壊危険箇所を基本として設定する。

## (3) 高潮による避難区域

避難指示等の対象となる区域は、荒尾市防災ブックの高潮浸水想定区域を基本として設定する。

## (4) 津波による避難区域

対象とする区域は、荒尾市防災ブックの津波浸水想定区域を基本として設定する。

## (5) 上記災害の状況や地形の特性、過去の被害状況を踏まえ、目安を別表4「避難指示等における避難区域（目安）」に示す。

## 4. 避難指示等の発令基準の設定

市は対象とする災害の種別毎に、居住者等が適切な避難行動がとれるように、発令基準を基に避難指示等を発令する。

高齢者等避難、避難指示の発令基準の設定（発令タイミングの設定）にあたっては、発令後に高齢者等や居住者等が災害発生前に避難場所等へ立退き避難することができるよう、立退き避難する人のリードタイムを踏まえたタイミングで避難情報を発令する。

緊急安全確保は、堤防の決壊や越水・溢水、急傾斜地の崩壊や土石流等の災害が実際に発生している状況を市が把握した場合など立ち退き避難を中心とした行動から緊急安全確保を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。なお、自然災害を対象とするため、発令基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、臨機応変な対応を行う。また、事態が急変し、災害が切迫した場

合には、必ずしも高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の順に発令する必要はなく、段階を踏まずに状況に応じて適切な発令を行う。

#### 5. 「警戒レベル」を用いた避難情報の区分

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す行動
警戒レベル5	災害発生又は切迫	命の危険、直ちに安全確保	緊急安全確保
〈警戒レベル4までに必ず避難！〉			
警戒レベル4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
警戒レベル3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
警戒レベル2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
警戒レベル1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意報（気象庁）

#### 【資料】 観測装置の配置等

##### 1. 水位観測所

河川	観測所地点	距離標	備考
浦川	玉名郡長洲町長洲	1 k 515 左岸（長洲大藤橋）	総合防災情報システムにて表示・確認
	荒尾市牛水	2 k 300 右岸（思案橋）	
関川	玉名郡南関町宮尾	7 k 960 左岸（杉本橋）	
菜切川	荒尾市菰屋	4 k 735 中央（柿山橋）	
行末川	玉名郡長洲町腹赤	0 k 740 右岸（新行末橋下流）	

##### 2. 危機管理型水位計

河川	観測所地点	備考
関川	荒尾市（岩本橋）	総合防災情報システムにて表示・確認
関川	荒尾市（助丸橋）	
増永川	荒尾市（橋木橋）	

##### 3. 雨量監視装置

観測所地点	備考
荒尾市（荒尾市役所屋上）	総合防災情報システムにて表示・確認
小岱山	
菜切川	

##### 4. 震度計

観測所地点	備考
荒尾市（荒尾市役所）	熊本県防災情報ネットワークシステムと連動表示装置により震度を印刷・確認

##### 5. 風力計

観測所地点	備考
荒尾市（荒尾市役所）	総合防災情報システムにて表示・確認

## 【河川浸水災害 発令基準】

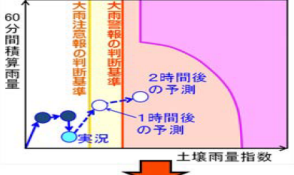
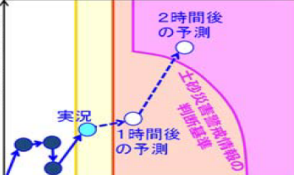
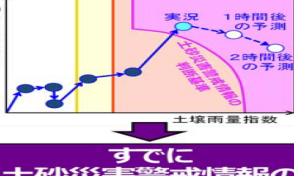
避難指示等は以下の基準を参考に、洪水警報、水位情報（氾濫注意水位、避難判断水位等）今後の気象予測、河川巡視からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。

区 分		菜切川・浦川・関川・行末川・諏訪川	その他の河川
警戒レベル3	高齢者等避難	<p>1～4のいずれかに該当する場合に、発令することが考えられる。</p> <p>1 河川の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合</p> <p>2 河川の水位が氾濫注意水位（レベル2水位）を超えた状態で次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>① 河川上流の水位が急激に上昇している場合</p> <p>② <b>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</b>で「警戒」（赤）が出現した場合</p> <p>③ 大量又は強い降雨が見込まれる場合 （降り始めからの累加雨量が200mmを超え、今後の予報により270mmに達するおそれがある場合）</p> <p>※ 累加雨量とは、降り始めから累計した雨量であり、無降雨が一定期間（通常6時間程度）続くとリセットされ、その後の雨量を検出すると新たな雨（降り始め）とする。</p> <p>3 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>4 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予測される場合</p>	<p>1 大雨洪水警報が発表され、地域の降雨状況等により、水位の上昇が続く見込みの場合</p> <p>2 軽微な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予測される場合</p>
	避難指示	<p>1～4のいずれかに該当する場合に、発令することが考えられる。</p> <p>1 河川の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合</p> <p>2 河川の水位が避難判断水位（レベル3水位）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>① 河川上流の水位が急激に上昇している場合</p> <p>② <b>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</b>で「危険」（紫）が出現した場合</p> <p>③ 大量又は強い降雨が見込まれる場合 （降り始めからの累加雨量が250mmを超え、又は超えるおそれがあり、今後の予報により300mmに達するおそれがある場合）</p> <p>3 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予測される場合</p>	<p>1 大雨の影響により、地域の降雨量が増大し、水位の上昇が続く見込みの場合</p> <p>2 異常な漏水・浸食等が発見された場合</p> <p>3 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予測される場合</p>
警戒レベル5	緊急安全確保	<p>1 河川の水位が、堤防高（又は、背後地盤高）に到達した場合</p> <p>2 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）</p> <p>4 大雨特別警報（浸水害）が発表された場合</p> <p>5 <b>洪水キキクル（洪水の危険度分布）</b>で「災害切迫」（黒）が出現したとき</p>	
		<p>5 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（消防団からの報告等により把握できた場合）</p>	



## 【土砂災害 発令基準】

避難指示等は以下の基準を参考に、大雨警報や土砂災害警戒情報及び土砂災害に関するメッシュ情報、気象予測、土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

区分		土砂災害情報による判断基準		危険度分布判定
警戒レベル3	高齢者等避難	1～3のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。 1 大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)(夕刻時点で発令)		 <p style="text-align: center;">2時間先までに 大雨警報(土砂災害)の 基準に到達すると予測</p> <p style="text-align: center;">大雨警報(土砂災害)発表 高齢者等は避難開始</p>
		1～5のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。 1 土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合 2 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 3 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) 4 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令) 5 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合 ※ 夜間・未明であっても、発令基準例1～2又は5に該当する場合は、躊躇なく警戒レベル4を発令する。		 <p style="text-align: center;">2時間先までに 土砂災害警戒情報の 基準に到達すると予測</p> <p style="text-align: center;">土砂災害警戒情報 発表 避難開始</p>
警戒レベル5	緊急安全確保	災害が発生直前は既に発生しているおそれ	1 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 2 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で「災害切迫」(黒)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が出現した場合	 <p style="text-align: center;">すでに 土砂災害警戒情報の 基準に到達</p> <p style="text-align: center;">この段階までに 避難完了</p>
		災害発生を確認	2 土砂災害の発生が確認された場合	

## 【高潮災害 発令基準】

避難指示等は以下の基準を参考に、気象情報、海岸巡視からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。

区 分		高潮災害情報による判断基準	
警戒レベル3	高齢者等避難	<p>1～4のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。</p> <p>1 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表）</p> <p>2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が本市にかかると予想されている、又は台風が本市に接近することが見込まれる場合</p> <p>3 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>4 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</p>	
警戒レベル4	避難指示	<p>1～2のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。</p> <p>1 高潮警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合</p> <p>2 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）</p>	
警戒レベル5	緊急安全確保	<p>災害が発生直前又は既に発生しているおそれ</p>	<p>1 水門、陸閘等の異常が確認された場合</p> <p>2 潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合</p> <p>※危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、市が避難情報の対象区域毎に設定する潮位</p>
		<p>災害発生を確認</p>	<p>3 海岸堤防等が倒壊した場合</p> <p>4 異常な越波・越流が発生した場合</p>



## 【津波災害 発令基準】

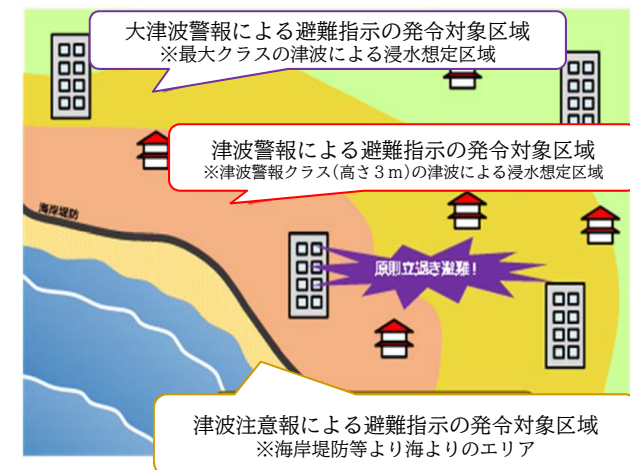
津波は20cmから30cm程度の高さであっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発令された場合であっても、危険な地域からの一刻も早い避難行動をとる必要がある。

	津波情報による判断基準
避難指示	<p>1 大津波警報、津波警報、津波注意報が発令された場合、ただし、避難指示の対象区域が異なる。</p> <p>① 津波注意報による避難指示の対象エリア ⇒ 漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に海岸堤防等より海側の地域を対象</p> <p>② 津波警報による避難指示の対象エリア ⇒ 海岸堤防等がない又は海岸堤防等が低い場合、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象</p> <p>③ 大津波警報による避難指示の対象エリア ⇒ 最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象</p> <p>2 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合</p>

大津波警報・津波警報・津波注意報と津波の高さの区分

	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m < 予想高さ	10m超	巨大
	5m < 予想高さ ≤ 10m	10m	
	3m < 予想高さ ≤ 5m	5m	
津波警報	1m < 予想高さ ≤ 3m	3m	高い
津波注意報	0.2m < 予想高さ ≤ 1m	1m	(表記しない)

津波時における避難指示の発令対象区域



## 【住民等への伝達手段】

避難所の開設状況や避難指示等の伝達は、災害の種別や規模、伝達すべき区域の範囲、時間帯を考慮し、防災情報伝達システムによる屋外スピーカー、屋内受信機、防災アプリ、登録制メール（愛情ねっと）、市ホームページ、LINEへの情報配信やLアラートへの配信、車両による広報、報道機関やコミュニティFM（FMたん）への放送要請などを行うとともに、「荒尾市避難行動要支援者個別支援計画」に基づく関係機関の協力を得て行う。

体制	担当 (基準)	市からの伝達手段	市民の入手手段	
災害対策本部設置以前	災害警戒本部	防災情報伝達システム（屋外スピーカー）	屋外放送	
		広報車両による巡回放送		
		防災情報伝達システム	防災アプリ	携帯電話 PC
			市ホームページ	
			愛情ねっと	
			LINE	
		防災情報伝達システム（屋内受信機）	施設・戸別・個別連絡	
電話等による自主防災組織・行政協力員・民生委員等への連絡				
	熊本県防災情報共有システムへの入力（Lアラート）	TV		
広報広聴係	報道機関への発表	TV		
災害対策本部設置以降	災害対策本部班又は、広報班	防災情報伝達システム（屋外スピーカー）	屋外放送	
		防災情報伝達システム	防災アプリ	携帯電話 PC
			市ホームページ	
			愛情ねっと	
	LINE			
		防災情報伝達システム（屋内受信機）	施設・戸別	
	災害対策本部班	電話・FAXによる自主防災組織等への連絡	個別連絡	
		熊本県防災情報共有システム（緊急速報メール配信）	携帯電話	
		熊本県防災情報共有システム（Lアラート）	TV	
		広報車両による巡回放送	施設・戸別	
	広報班	ヤフーによる災害情報の配信	携帯電話 PC	
		コミュニティFM放送の利用	TV・ラジオ	
報道機関への発表				
総務班	電話・メール等による行政協力員等への連絡	戸別・個別連絡		
福祉班	電話・メール等による民生委員等への連絡	戸別・個別連絡		

1. 河川浸水災害における避難指示等の伝達文（例）

区分	内容
警戒レベル3 高齢者等避難	<p>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！）</p> <p>■こちらは、荒尾市です。</p> <p>■〇〇川が（堤防決壊等により）氾濫するおそれがあるため、〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。</p> <p>■〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる高齢者や障害をお持ちの方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。</p> <p>■ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。</p> <p>■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。</p> <p>■特に、急激に水位が上昇しやすい中小河川沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。</p>
警戒レベル4 避難指示	<p>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）</p> <p>■こちらは、荒尾市です。</p> <p>■〇〇川が（堤防決壊等により）氾濫するおそれが高まったため、〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。</p> <p>■〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。</p> <p>■ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。</p> <p>■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。</p>
警戒レベル5 災害発生情報	<p>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）</p> <p>■こちらは荒尾市です。</p> <p>■〇〇川の水位が既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！〇〇地区の洪水浸水想定区域※1（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。</p> <p>■〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる方は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。</p> <p>■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。</p>
	<p>■緊急放送！緊急放送！（又は、氾濫発生！氾濫発生！）</p> <p>■こちらは荒尾市です。</p> <p>■〇〇川の水位が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生したため、〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。</p> <p>■〇〇地区の洪水浸水想定区域（又は、〇〇地区※2）にいる方は、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。</p> <p>（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）</p>

※すでに周囲で災害等が発生している等、指定緊急避難所等への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない場合は、近隣の安全な建物等への避難や屋内安全確保を呼びかける。

2. 土砂災害における避難指示等の伝達文（例）

区分	内容	
警戒レベル3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！）</li> <li>■こちらは、荒尾市です。</li> <li>■土砂災害が発生するおそれがあるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。</li> <li>■〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる高齢者や障害をお持ちの方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。</li> <li>■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。</li> <li>■特に※1、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は自主的に避難してください。</li> </ul>
警戒レベル4	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）</li> <li>■こちらは、荒尾市です。</li> <li>■土砂災害が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。</li> <li>■〇〇地区の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。</li> <li>■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。</li> </ul>
警戒レベル5	土砂災害発生が切迫している状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）</li> <li>■こちらは、荒尾市です。</li> <li>■〇〇市に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、〇〇地区では土砂災害が既に発生している可能性が極めて高い状況であるため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。</li> <li>■〇〇地区の方は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。</li> <li>■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。</li> </ul>
	土砂災害発生を確認した状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送！緊急放送！（又は、土砂災害発生！土砂災害発生！）</li> <li>■こちらは、荒尾市です。</li> <li>■〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇〇地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。</li> <li>■〇〇地区は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。</li> <li>■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。</li> </ul> <p>（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）</p>

※すでに周囲で災害等が発生している等、指定緊急避難所等への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない場合は、近隣の安全な建物等への避難や屋内安全確保を呼びかける。

3. 高潮における避難指示等の伝達文（例）

区分		内容
警戒レベル3	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル3！警戒レベル3！）</li> <li>■こちらは、荒尾市です。</li> <li>■高潮氾濫が発生するおそれがあるため、〇〇地区の高潮浸水想定区域（又は、高潮浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル3「高齢者等避難」を発令しました。</li> <li>■〇〇地区の高潮浸水想定区域※1（又は、〇〇地区※2）にいる高齢者や障害をお持ちの方など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。</li> <li>■ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。</li> <li>■それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。</li> <li>■特に、海岸沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。</li> <li>■今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。</li> </ul>
	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル4！警戒レベル4！）</li> <li>■こちらは、荒尾市です。</li> <li>■高潮氾濫が発生するおそれが高まったため、〇〇地区の高潮浸水想定区域※1（又は、高潮浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル4「避難指示」を発令しました。</li> <li>■〇〇地区の高潮浸水想定区域（又は、〇〇地区）にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。</li> <li>■ハザードマップを確認し、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。</li> <li>■ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど、身の安全を確保してください。</li> <li>■今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。</li> </ul>
警戒レベル5	災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送！緊急放送！（又は、警戒レベル5！警戒レベル5！）</li> <li>■こちらは、荒尾市です。</li> <li>■〇〇地区に高潮氾濫発生情報が発表され、まもなく高潮氾濫が発生するため、〇〇地区の高潮浸水想定区域（又は、高潮浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。</li> <li>■〇〇地区の高潮浸水想定区域※1（又は、〇〇地区）にいる方は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。</li> <li>■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。</li> </ul>
	高潮氾濫発生を確認した状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急放送！緊急放送！（又は、高潮発生！高潮発生！）</li> <li>■こちらは、荒尾市です。</li> <li>■〇〇地区で高潮氾濫が発生したため、〇〇地区の高潮浸水想定区域（又は、高潮浸水想定区域である〇〇地区）に対し、警戒レベル5「緊急安全確保」を発令しました。</li> <li>■〇〇地区の高潮浸水想定区域※1（又は、〇〇地区）にいる方は、既に避難場所等への立退き避難を安全にできない場合があります。</li> <li>■避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所へ移動するなど、命の危険が迫っているため、直ちに身の安全を確保してください。（具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。）</li> </ul>

※ すでに周囲で災害等が発生している等、指定緊急避難所等への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねない場合は、近隣の安全な建物等への避難や屋内安全確保を呼びかける。

4. 津波における避難指示等の伝達文（一例）

区分	内容
津波注意報が発表された場合	<p>■緊急放送！緊急放送！</p> <p>■こちらは、荒尾市です。</p> <p>■津波注意報が発表されたため、〇〇地域に「避難指示」を発令しました。</p> <p>■海の中や海岸付近は危険です。</p> <p>ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。</p>
強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合	<p>■緊急放送！緊急放送！</p> <p>■こちらは、荒尾市です。</p> <p>■強い揺れの地震がありました。</p> <p>■津波が発生する可能性があるため、〇〇地域に「避難指示」を発令しました。</p> <p>■直ちに海岸や河川から離れ、〇〇等の避難場所など、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。</p>
大津波警報、津波警報が発表された場合	<p>■緊急放送！緊急放送！</p> <p>■こちらは、荒尾市です。</p> <p>■大津波警報（又は、津波警報）が発表されたため、〇〇地域に「避難指示」を発令しました。</p> <p>■直ちに海岸や河川から離れ、〇〇等の避難場所など、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。</p>

## 避難所一覧表

番号	地区	指定避難所 (1・2次)	指定緊急 避難場所	避難施設	住所	電話番号	海岸から の距離 (m)	海拔 (m)	収容 人数
1	荒尾	②	○	荒尾第一小学校	荒尾981-2	63-0065	640	10	600
2		②		荒尾海陽中学校	荒尾1828	62-7840	730	12	1,000
3		①		荒尾市役所	宮内出目390	63-1111	300	3.8	200
4		②		松ヶ浦環境センター	宮内1081	62-0865	1,800	18	50
5	万田	①		メディア交流館	大正町2-3-2	69-0552	460	3.9	130
6		②	○	万田小学校	万田696-1	63-0138	830	10	700
7	万田中央	②		万田中央体育館(旧三小)	万田178	*	1,600	13	600
8	井手川	②		深瀬の森体育館(旧四小)	下井手193	*	3,000	20	300
9		①	○	万田炭鉱館	原万田213-31	64-1300	2,100	19	130
10	中央	①		ふれあい福祉センター	川登1777-12	68-6205	3,000	24	250
11		②		東大谷(旧ボリカセンター)体育館	荒尾4409	62-0179	3,000	20	300
12		②		運動公園管理事務所	荒尾4051	62-5163	2,700	31	100
13	緑ヶ丘	②		緑ヶ丘小学校	荒尾4238	66-0461	3,500	33	600
14		①	○	荒尾総合文化センター	荒尾4186-19	66-4111	3,100	20	650
15		②		荒尾第三中学校	本井手700	66-0462	4,300	47	700
16	平井	①	○	みどり蒼生館	平山2119-3	66-4700	5,900	50	130
17		②		平井小学校	上井手1108	66-0854	5,800	25	300
18	府本	②		府本小学校	樺2313-2	68-0004	6,300	51	600
19	八幡	②		荒尾第四中学校	野原1528	68-0014	4,600	18	1,000
20		①	○	小袋工芸館	野原1523	68-7400	4,600	19	130
21	有明	②	○	有明小学校	一部305	63-0156	760	18	600
22		②		中央公民館	増永633	62-0051	480	10	300
23	清里	②	○	清里小学校	牛水1555	68-0191	1,100	18	300
24	桜山	②	○	桜山小学校	桜山町三丁目25-1	68-0201	2,400	14	300

\* 避難所施設利用に関する協定に基づく利用(平成26年3月7日協定締結)

	大牟田	②	○	有明工業高等専門学校	大牟田市東萩尾町150	0944-53-8611	4,800	41	1,000
--	-----	---	---	------------	-------------	--------------	-------	----	-------

※「指定避難所」とは、避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設であり、第1次避難所、第2次避難所と区分する。

(①：第1次避難所 ②：第2次避難所)

※「指定緊急避難場所」とは、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所

別表3

避難施設	災害種別				施設設備			
	大雨	土砂災害	高潮・津波 (海拔10m以上)	地震	バリアフリー	障がい者トイレ	室内トイレ	AED
荒尾第一小学校	○	○	○	○	×	×	○ 校舎に設置	校舎に設置
荒尾海陽中学校	○	○	○	○	×	○	○	校舎に設置
荒尾市役所	○	○	×	○	○	○	○	○
松ヶ浦環境センター	○	○	○	○	×	×	○	×
メディア交流館	○	○	×	○	○	○	○	○
万田小学校	○	○	○	○	○	○ 校舎に設置	○	校舎に設置
万田中央体育館(旧三小)	○	○	○	○	×	×	×	×
深瀬の森体育館(旧四小)	○	△	○	○	×	×	×	×
万田炭鉱館	○	○	○	○	○	○	○	○
ふれあい福祉センター	○	○	○	○	○	○	○	○
東大谷(旧ポリテセンター)体育館	○	○	○	○	×	×	×	×
運動公園管理事務所	○	○	○	×	×	×	○ 和のみ	○
緑ヶ丘小学校	○	○	○	○	×	×	○ 校舎に設置	校舎に設置
荒尾総合文化センター	○	○	○	○	○	○	○	○
荒尾第三中学校	○	○	○	○	×	○ 校舎に設置	○ 校舎に設置	校舎に設置
みどり蒼生館	○	○	○	○	○	○	○	○
平井小学校	○	△	○	○	×	×	○ 校舎に設置	校舎に設置
府本小学校	○	○	○	○	×	×	○ 校舎に設置	校舎に設置
荒尾第四中学校	○	○	○	○	×	×	○	校舎に設置
小袋工芸館	○	○	○	○	○	○	○	○
有明小学校	○	○	○	○	×	×	○ 校舎に設置	校舎に設置
中央公民館	○	○	○	×	○	×	○	○
清里小学校	○	○	○	○	×	×	○ 校舎に設置	校舎に設置
桜山小学校	○	○	○	○	×	×	○ 校舎に設置	校舎に設置

「○」…災害種別に対応可能な避難所又は整備済の施設設備

「△」…災害の状況に応じて、避難所の開設の十分な協議の上、開設の対応が必要な避難所

「×」…災害種別に対応に不適合な施設又は未整備の施設設備

大規模災害時：あらおゆめタウンシティモール 荒尾市緑ヶ丘一丁目1番地 TEL66-4100

\*駐車場・一次的避難場所として利用

◎災害時における支援に関する協定(平成23年4月14日締結)



避難指示における避難区域 (目安)

地区	荒尾地区	万田地区	万田中央地区	中央地区	井手川地区	緑ヶ丘地区	平井地区	府本地区	八幡地区	有明地区	清里地区	桜山地区
河川洪水災害	県2級河川関川				・倉掛区 ・古庄原区の一部		・川北区の一部 ・上井手上区の一部 ・元村区 ・金屋区の一部					
	県2級河川浦川									・中増永区の一部 ・向一部区の一部	・牛水西区の一部 ・牛水中区の一部 ・牛水上区の一部 ・小野区の一部	
	県2級河川増永川	・本村区の一部			・一紡区の一部 ・中央西区の一部					・揚増永区の一部		
	県2級河川菜切川							・榊下区の一部	・野原北区の一部 ・川登区の一部 ・八幡台2丁目区の一部			
土石流危険箇所							・陣屋敷区の一部 ・小路区の一部	・金山下区の一部 ・榊上区の一部 ・府本上区の一部				
	急傾斜地崩壊箇所	・大平町区の一部 ・住吉町区の一部	・四ツ山町一丁目区の一部	・万田中区の一部	・中央北区の一部 ・中央東区の一部 ・中央西区の一部 ・新生西区の一部	・深瀬ヶ丘団地区の一部 ・倉懸東区の一部 ・倉掛区の一部 ・深瀬区の一部	・助丸区の一部 ・上井手下区の一部 ・平井城区の一部 ・金屋区の一部 ・庄山区の一部 ・唐池区の一部	・金山上区の一部 ・府本上区の一部	・川登区の一部	・中増永区の一部		・桜山町2丁目区の一部 ・桜山町3丁目区の一部
津波・高潮災害	・宮内出目西区 ・上小路区 ・宮内出目東区の一部 ・宮内区の一部 ・具塚区の一部 ・打越区の一部 ・普源寺区の一部 ・市屋区の一部 ・新町区の一部 ・本村区の一部	・四ツ山町一、二、三丁目区 ・西原町一、二、三丁目区 ・大正町一、二丁目区 ・大島下区、大島三、四丁目区 ・日の出町区 ・境崎東、中、西区 ・朝日区 ・昭和町区 ・万田西区	・原万田社宅 ・原区の一部 ・万田中区の一部 ・万田西区の一部	・一紡区の一部						・北増永区の一部 ・南増永区の一部 ・揚増永区の一部 ・中一部区の一部 ・向一部区の一部 ・蔵満区の一部 ・有明城区の一部	・牛水上区 ・牛水中区 ・牛水西区 ・水島区の一部 ・小野区の一部	・桜山町1丁目区の一部

\* この避難地域は令和2年度に荒尾市が作成した「荒尾市防災ブック」を参考に、災害予想範囲内に住宅がある区域を明記したものです。

\* この避難区域以外においても、危険と思われる場合は速やかに所定の避難施設へ避難を呼びかけます。

## 第9節 災害救助法の適用計画

---

一定の程度以上の災害については、災害救助法を適用することとなるが、同法の適用要領は概ね次のとおりである。

### 1. 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、救助法施行令第1条の定めるところによる。すなわち、災害救助法の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害となる。

- (1) 80世帯以上の住家が滅失したとき。（滅失：全壊、全焼、流失）
- (2) 県内において1,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、本市において40世帯以上の住家が滅失したとき。
- (3) 県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合であって、本市において多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の各号のいずれかに該当するとき。
  - 一 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
  - 二 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

### 2. 被災世帯の算定基準

- (1) 住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。
- (2) 住家の滅失等の認定  
熊本県地域防災計画 第1編第3章第8節「情報収集及び被害報告取扱」の4に基づく。
- (3) 世帯及び住家の単位  
熊本県地域防災計画 第1編第3章第8節「情報収集及び被害報告取扱」の4に基づく。

### 3. 災害救助法の適用

- (1) 市における災害の程度が、1項の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。
- (2) 市長は救助の実施に関する事務の一部を委任された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところにより救助を実施する。

(3) 救助の種類及び実施方法

救助の種類	実施責任者	救 助 の 対 象	救 助 の 方 法	救助の期間
避難所の設置	市町村長	(1)避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に限るものとする。	<p>(1)避難所は、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等の既存建物を応急的に整備して使用するものとする。これらが無い場合、又はこれらで充足できない場合はその他の既存の建物を、既存の施設が得難い場合は、野外に仮設物又は天幕等を設置して避難所とする。既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。</p> <p>(2)高齢者、障がい者等であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）を収容する場合には福祉避難所を設置できる。</p> <p>(3)避難所を設置したときは、被災者に周知徹底し収容保護するものとする。</p> <p>(4)避難所を設置したときは、直ちに知事に次の事項を報告しなければならない。</p> <p>①避難所開設の日時及び場所</p> <p>②箇所数及び収容人員</p> <p>③開設予定期間</p> <p>(5)要配慮者に対して旅館・ホテルなど宿泊施設の借上げを実施し、供与することができる。</p>	原則として最大限7日以内

救助の種類	実施責任者	救助の対象	救助の方法	救助の期間
応急仮設住宅の供与	市町村長	(1)住家が全焼、全壊、又は流失し、現に居住する住家がない者で、自らの資力をもって、住宅を確保することができない者。 (2)入居の単位は、り災者1世帯1戸とする。	○建設型仮設住宅 (1)設置場所は、県又は市町村の公有地を選定するものとする。ただし、これにより難しい場合は、民有地を利用することが可能なものとする。 (2)建設型仮設住宅の1戸当たりの規模は、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、構造は、1戸建、長屋建若しくはアパート式のいずれかとする。 (3)建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する敷地内に概ね50戸以上建設した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。 (4)高齢者、障がい者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(福祉仮設住宅)を設置できる。 (5)建設型仮設住宅に収容すべき入居者の選考にあたっては十分な調査に基づき、必要に応じ、民生委員等の意見を徴する等、り災者の資力その他生活条件等を調査のうえ決定するものとする。	災害発生の日から20日以内着工。供与期間は、当該工事が完了した日から2箇年以内とする。
			○借上型仮設住宅 (1)借上型仮設住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて建設型仮設住宅の規模に準じる。	災害発災の日から速やかに借上げて提供供与。期間は、建設型仮設住宅と同様とする。

救助の種類	実施責任者	救 助 の 対 象	救 助 の 方 法	救助の期間
			(2)費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険料等その他民間賃貸住宅の契約に不可欠なものとし、地域の実情に応じた額とする。	
被災した住宅の応急修理	市町村長	(1)災害によって住家が半焼又は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもって応急修理をなすことができない者。	居室、炊事場、トイレ等、日常生活に欠くことができない必要最小限度の応急的修理とすること。	工事完了期間は、災害発生の日から1ヶ月以内
炊き出しその他による食品の給与	市町村長	(1)避難所に収容された者であること。 (2)住家の被害が全焼、全壊流失、半焼、半壊又は床上浸水等により、現に炊事ができない者であること。 (3)その他給与が必要であると認められた者であること。	(1)通常として、包装食、にぎり食、パン等が適当である。ただし、幼児はミルク等の給与を配慮すること。 (2)副食としては、漬物、佃煮、かんづめ等で食器類を要しないもの。	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	市町村長	(1)災害のため、現に飲料水を得ることができない者に限ること。(飲料水及び炊事のための水であること)	(1)水の購入、給水器・浄水器等による飲料水の供給及び飲料水中に直接投入する薬品の交付等により行うものとする。	原則として災害発生の日から7日間とする。

救助の種類	実施責任者	救 助 の 対 象	救 助 の 方 法	救助の期間
被服、寝具、 その他生活 必需品の給 与又は貸与	市町村長	(1)災害により住家に被害(全 焼、全壊、流失、半焼、半壊 及び床上浸水)を受けた者で あること。 (2)被服・寝具・その他生活上 必要な最小限度の家財をそう 失した者であること。 (3)被服・寝具、その他生活必 需物資がないため、日常生活 を営むことが困難な者である こと。	被災者の実情に応じ 1.被服、寝具及び身廻品 2.日用品 3.炊事用具及び食器 4.光熱材料	災害発生の 日から10日 以内
医 療	市町村長	(1)医療を必要とする状態にもか かわらず、災害のため医療の方 途を失った者とする。 (応急的処置)	(1)原則として救護班によって 行うものとする。 (2)救護班では医療が実施でき ない程度の重傷者及び救護 班の到着を待つことができ ない緊急患者については、 一般診療機関への入院又は 通院も止むを得ない。 (3)本県の救護班は、法第16 条により日本赤十字社熊本 県支部と契約している。	災害発生の 日から14日 以内
助 産	市町村長	(1)災害のため助産の方途を失 った者(死産、流産を含む) であること。	(1)救護班によって行われるこ とが望ましいが助産師によ ることもできるものとし る。 (2)救護班及び助産師のほか、 助産所又は一般医療機関 で行っても差し支えない。	分べんした 日から7日 以内
被災者の 救出	市町村長	(1)災害のため、現に生命、身 体が危険な状態にある者 (2)災害のため、生死不明の状 態にある者で、諸般の情勢 から判断して、生存してい ると推定される者。	(1)生命の保全を第一義とし、 災害の状況に応じて最も 適確かつ迅速に実施でき る方法とする。	災害発生の 日から3日 以内

救助の種類	実施責任者	救 助 の 対 象	救 助 の 方 法	救助の期間
死体の捜索	市町村長	<p>(1)行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者イ、行方不明の状態になってから相当の時間を経過している場合 ロ、災害の規模がきわめて広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は、壊滅してしまったような場合。 ハ、行方不明になった者が重度の身体障害者又は重病人であった場合 ニ、災害発生後、きわめて短期間のうちに引続き当該地域に災害が発生したような場合</p>	(1)警察、消防機関及びその他の機関等の協力を得て行うものとする。	原則として災害発生日から10日以内
埋 葬	市町村長	(1)災害の混乱の際及び直前に死亡した者に対して災害のため遺族が埋葬を行うことがきわめて困難な場合等に応急的な埋葬を実施するものである。	(1)埋葬は応急仮葬である。 (2)救助の実施機関が現物給付することを原則とする。	原則として災害発生日から10日以内
死体の処理	市町村長	<p>(1)災害の際死亡した者について、その遺族等が混乱期のため、死体の識別等のための洗浄、縫合、消毒の措置、死体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合。 (2)通常死体の発見から、埋葬に移る過程において行われる処理であり、埋葬を前提としたものである。</p>	(1)救助の実施機関が現物給付として行うものであること。 (2)刑事訴訟法及び死体取扱規則等他の法令規定に基づいて実施すること。	原則として災害発生日から10日以内

救助の種類	実施責任者	救助の対象	救助の方法	救助の期間
学用品の 給与	市町村長	(1)住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は、床上浸水により、学用品をそう失又はき損し就学上支障のある小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校等の児童・生徒	学用品の品目 1.教科書及び教材 2.文房具 3.通学用品	原則として教科書及び教材については災害発生の日から1ヶ月以内  文房具・通学用品については15日以内
障害物の 除去	市町村長	(1)当面の日常生活が営み得ない状態にあること。 (2)日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限ること。 (3)自らの資力をもってしては、障害物の除去ができない者であること。 (4)住家は、半壊又は床上浸水したものであること。	(1)賃金職員又は技術者を動員して除去を実施する。	原則として災害発生の日から10日以内
応急救助のための輸送及び賃金職員	上記の救助種目の実施責任者	(1)被災者の避難 (2)医療及び助産 (3)被災者の救出 (4)飲料水の供給 (5)死体の搜索 (6)死体の処理 (7)救済用物資の整理配分	(1)輸送業者との契約によるもの (2)輸送業者以外のもの (3)官公署及び公共的団体によるもの	救助種目毎の実施期間

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、別途、特別基準の協議を行う。



## 第10節 避難行動要支援者支援対策

災害が発生した時、最も危険な状況におかれる人々は高齢者や障がい者等の一人では避難が難しい避難行動要支援者と呼ばれる人々である。災害時における避難行動要支援者の避難支援が地域の協力のもとで自助、共助、公助という関係を基本とし、実施できるよう本市における避難行動要支援者支援について整備するものとする。

### 1. 避難行動要支援者支援計画

避難行動要支援者の支援対策は、本計画によるほか、「荒尾市避難行動要支援者支援計画」（平成31年3月策定）（以下「要支援者支援計画」という。）をもとに実施する。

### 2. 避難行動要支援者等の定義

#### (1) 避難行動要支援者

本計画では、自宅に居住する者かつ以下のいずれかに該当する者と定義する。

- ア 要介護3～5の者
- イ 身体障害者手帳1級又は2級を所持している者
- ウ 療育手帳A1又はA2を所持している者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者
- オ 難病患者
- カ 上記以外で避難支援等関係者が支援の必要を認めた要配慮者(※1)
- キ 上記以外で一人では避難が困難で自ら支援を希望し、個人情報を提供することに同意した要配慮者(※1)

※1 本市では①高齢者②視覚障がい者③聴覚障がい者④言語・音声障がい者⑤肢体不自由者⑥内部障がい者⑦知的障がい者⑧発達障がい者⑨精神障がい者⑩難病患者⑪傷病者⑫妊産婦⑬乳幼児⑭外国人（日本語に不慣れな方）を要配慮者として想定している。

#### (2) 避難支援等関係者

避難支援等関係者とは、災害に備え、本市から名簿の提供を受け避難支援活動を実施するもの（個人、団体、機関）のことである。本計画では、以下のように定義する。

- ア 荒尾消防署
- イ 荒尾警察署
- ウ 民生委員・児童委員
- エ 荒尾市社会福祉協議会
- オ 自主防災組織
- カ 荒尾市消防団
- キ 荒尾市行政協力員
- ク その他の避難支援活動を行うもの

### 3. 避難行動要支援者の把握

対象者を把握するため、日頃より要支援者支援計画について広報紙やホームページ、関係団体等への周知啓発を図り、情報提供の同意が得られた避難行動要支援者については、名簿への登録を行う。

また、同意が得られない者についても本市が保有している避難行動要支援者の要件に該当する者に係る個人情報を入手し、対象者を把握する。

### 4. 避難行動要支援者名簿の作成等

#### (1) 避難行動要支援者名簿の作成

把握した避難行動要支援者を管理するため、避難行動要支援者名簿を作成する。

#### (2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿作成にあたり、名簿に記載する事項は、災害対策基本法 49 条の 10 第 2 項の規定により、次のア～クに掲げる事項とする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 本人連絡先

カ 緊急連絡先

キ 避難支援等を必要とする事由

ク その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

#### (3) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者名簿は、本市が保有している関連情報を参照し定期的に更新する。

また、情報提供の同意が得られた者の名簿については、年に 1 度、避難支援等関係者と連携し、内容の確認を行う。

### 5. 避難行動要支援者名簿の共有

平常時から災害の発生に備え、情報提供の同意が得られた避難行動要支援者についての情報を登録した名簿を避難支援等関係者に提供し、避難行動要支援者個別支援計画の作成に活用するなど災害発生時の円滑で迅速な支援につなげる。

なお、同意を得られた避難行動要支援者名簿の提供については、避難支援等関係者から「荒尾市避難行動要支援者名簿等の提供に関する誓約書」を提出する必要がある。

### 6. 名簿の適正管理

#### (1) 市の名簿管理

名簿情報は秘匿性の高いものであるため、福祉課で適正に管理する。なお、災害での停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え紙媒体でも名簿を準備し、紙媒体は施錠可能なボックス等で保管する。

## (2) 避難支援等関係者の名簿管理

「荒尾市避難行動要支援者名簿の提供に関する誓約書」を提出し、名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、個人情報の適正管理のため、次の措置を講じることとする。

なお、提供する名簿は紙媒体で提供する。

- ①避難支援等関係者が指名した者のみで活用すること。
- ②破損や紛失することがないように、適切な管理に努めること。
- ③複写や複製（電子機器への入力・保存）を行わないこと。
- ④名簿を破損又は紛失した場合は直ちに荒尾市に報告し、事後処理にあたること。
- ⑤名簿を避難支援以外の目的で使用しないこと。
- ⑥名簿内容は、他に漏らさないこと。これは、誓約書の期間が終了、又は避難支援に携わらなくなった後も同様とする。

## 7. 避難支援等関係者の安全確保

名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、支援活動に従事する者（避難支援者）や家族の安全を十分に確保した上で、可能な範囲で支援活動を実施するものとする。

避難支援は、あくまでも避難支援等関係者の可能な範囲で行うもので、避難支援等関係者（避難支援者を含む）の安全が前提となるので、災害時、避難行動要支援者名簿登録者に対する避難支援が必ず行われることを保証するものではなく、避難支援等関係者が法的な責任や義務を負うものではない。

## 8. 避難行動要支援者個別支援計画

避難行動要支援者個別支援計画（個別計画）とは、避難行動要支援者一人一人について、当該避難行動要支援者への支援を円滑かつ迅速に実施するために避難方法等を定めた計画である。避難行動要支援者個別支援計画（個別計画）の策定については、避難支援等関係者と協力し推進する。避難行動要支援者個別支援計画（個別計画）については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用を支障が生じないように、個別計画情報の適切な管理に努める。また、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援者の同意に基づき、あらかじめ個別計画を提供する。

さらに、個別計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じたうえで、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、個別計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供など、必要な配慮を行う。

## 9. 福祉避難所の整備

福祉避難所とは、避難生活が長期化する場合に高齢者や障がい者など避難所生活において特別な配慮を必要とする人を対象とする避難所である。

この施設は、大規模災害時に避難生活が長期化する場合に設置される二次的な避難所となるため、被災状況や避難者の状況等を踏まえて、本市と施設で受け入れ人数等を調整し開設するものである。そのため、発災直後は開設されてないので、まずは指定避難所に避難することとなる。

福祉避難所については、社会福祉施設等と協定を締結し、福祉避難所を増やすことで、一人でも多くの方が避難できるよう努める。

<福祉避難所の協定状況>（令和5年4月1日現在）

施設名称	場所
特別養護老人ホーム白寿園	荒尾市一部 2122 番地
特別養護老人ホームオレンジヒル小岱	荒尾市樺 2516 番地
熊本県立荒尾支援学校（福祉子ども避難所）	荒尾市増永西長浦 2299-3

## 第11節 搜索及び救助、救出計画

---

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を搜索し、又は救助、救出して、その者の保護を図るものとする。

### 1. 実施責任者

- (1) 市長は、消防機関及び警察機関が協力し行方不明者の搜索及び<sup>り</sup>災者の救助、救出を実施するものとする。
- (2) 基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にある者は救出を実施し、又は、市長等に協力するものとする。
- (3) その他、災害救助法を適用した場合は、5「災害救助法に基づく救出要領」によるものとする。

### 2. 救出対象者

行方不明者の搜索及び<sup>り</sup>災者の救助、救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

- (1) 災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。
  - ア 火災の際に火中に取り残されたような場合
  - イ 地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷となったような場合
  - ウ 水害の際に流失家屋とともに流される、孤立した地域等に取り残されたような場合
  - エ 土石流により生き埋めになったような場合
  - オ 登山者が多数遭難したような場合
- (2) 災害のため行方不明の状態にあり、諸般情勢から生存していると推定される者、又は生命があるかどうか明らかでない者とする。

### 3. 救出の方法

救出は、災害の種別、被害地域の災害状況等の条件によって異なるが、救出を実施すべき事態が発生したときは、市長は直ちに県等の出先機関（地方本部）に報告するとともに、消防団員等を動員して、すみやかに救出作業を実施するものとする。

また、市、県及び救出・救助関係機関等は、救出・救助活動に関する情報共有を図るとともに、救出対象者の家族に対して関係する情報を提供し、必要な場合には心のケア等の支援につなげるものとする。

### 4. 応援の手続き

市長は、搜索及び救助、救出の応援が必要なとき、又は機関器材等の調達ができない場合は、県等の出先機関に対し要請を行うものとする。

### 5. 災害救助法に基づく救出

災害救助法が適用される場合には、本章第9節「災害救助法の適用計画」に基づき実施するが、現場の状況に応じて対応を行うものとする。

## 第12節 行方不明者等捜索及び遺体収容埋葬計画

---

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図るうえからも早急に実施する必要がある。

このため、関係機関・団体と緊密な連携をとり、迅速に行方不明者の捜索及び遺体の埋葬活動を実施するものとする。

### 1. 実施機関

行方不明者等の捜索及び埋葬等は、市長が、警察、消防機関、海上保安部、警察医会、警察歯科医会等の協力を得て、二次災害の危険性を考慮し、安全性を確保したうえで行うものとする。市だけで十分な対応ができない場合、市及び県は、近隣市町、熊本県内市町村、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

### 2. 行方不明者等の捜索

警察は、災害警備活動に付随して市が行う行方不明者等の捜索に協力するものとする。

行方不明者等の届出受理の適正を期すとともに、情報の収集に努め、積極的に調査を実施するものとする。

### 3. 遺体の検視、身元確認

警察は、明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき又は遺体がある旨の届出を受けた場合には、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）及び死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）に基づき、遺体の検視、見分（以下「検視等」という。）を行うものとする。

遺体の検視等に当たっては、指紋の採取、写真撮影等を行い、検視等終了後、遺族に引き渡すものとする。また医師会、警察医会、警察歯科医会等との緊密な連携により、迅速かつ的確な検視等、身元確認に努めるものとする。

### 4. 遺体の引き渡し

受取人がいない遺体または身元不明者の遺体は、戸籍法第92条第1項に規定する検視調書等を添えて、市長に引き渡すものとする。

### 5. 遺体の収容

市は、警察と協議し、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物等）に遺体の安置所を開設し、遺体を安置するものとする。

なお、市は、死者及び行方不明者数を早期に把握し、棺、遺体保存剤等の納棺用品を確保するものとする。

## 6. 遺体安置所の指定

大規模災害、列車事故、鳥インフルエンザ等による大量の遺体を安置する必要がある場合の遺体安置所について、本市を所管する荒尾警察署、教育委員会と協議し、下記のとおり決定した。

順位	施設名	所管	指定年	備考
1	荒尾市体育センター	教育委員会 (生涯学習課)	H20	
2	荒尾市民体育館	教育委員会 (生涯学習課)	H17	
3	旧荒尾第五中学校	教育委員会 (教育振興課)	H20	校舎
4	東大谷体育館	教育委員会 (生涯学習課)	R5	
5	八幡小学校	教育委員会 (教育振興課)	H20	
6	中央小学校	教育委員会 (教育振興課)	H20	

## 7. 遺体の火葬

(1) 市は、次により火葬の実施体制の確保を行うものとする。

- ア 火葬場の被災状況の把握
- イ 死亡者数の把握
- ウ 火葬相談窓口の設置
- エ 遺体安置所の確保
- オ 作業要員の確保
- カ 火葬場への搬送経路及び搬送の確保
- キ 棺、遺体保存剤、骨壺の調達
- ク 火葬用燃料の確保

(2) 広域的な火葬の実施が必要な場合は、県が実施する熊本県広域火葬計画に基づき支援を受けるため、県と連携して対応するものとする。

## 第13節 医療救護計画

### 1. 実施機関

- (1) 災害時における医療救護は、市長が行うものとし、荒尾市医師会、荒尾市歯科医師会、荒尾市薬剤師会及び熊本県看護協会有明支部（以下、「三師会等」という。）、**荒尾市民病院**と緊密な連携を図り、医療救護活動を実施する。その際、熊本県有明保健所と連携を図り、状況の変化に迅速に対応できる体制を維持する。
- (2) 災害が広域的に発生した場合又は被害が甚大である場合など市の医療救護の対応能力を著しく超えた場合においては、県に支援を要請し、迅速かつ適切な医療救護活動を実施する。

### 2. 医療救護体制等の整備

- (1) 市は、三師会等関係機関及び**荒尾市民病院**と連携し、医療救護体制の構築に努めるとともに、災害時に備えて研修や防災訓練を実施して、医療救護活動の充実・強化を図る。
- (2) 災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を拡充強化し、**災害時における情報の収集及び連絡体制を整備する。また、稼動に必要なインターネット接続を確保する。**
- (3) **荒尾市内のEMIS登録病院は、災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受け入れ方法、救護班の派遣方法を記したマニュアルを作成する。**
- (4) **災害拠点病院(荒尾市民病院)は、傷病者の受入体制を整備する。また、ヘリポートの整備や食料、飲料水、医薬品、非常用電源用の燃料の備蓄等を確保する。**

### 3. 医療救護の実施

市長は、被災地の状況に応じて適切な場所に救護所を設置し、医療救護班による医療救護活動を行う。また、支援要請に基づき医療チーム等が派遣された場合は、受入れ体制を確立するとともに、状況の変化に柔軟に対応できるよう情報の共有を適切に実施する。

**DMA T指定医療機関(荒尾市民病院)は、県からの派遣要請に対し、実働可能な災害派遣医療チーム(DMA T)を編成する。**

#### (1) 救護所の開設

市は、災害の規模等に応じて必要があると判断したときは、応急的な救護所を設置する。救護所は、被災地域や災害の状況等により、学校、体育館等の避難所内の施設を利用して開設する。なお、救護所においては、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等を派遣し保健指導及び栄養指導を行うとともに、被害者の状況により、医療救護班を派遣して、応急的な治療や救護を実施する。

#### (2) 医療救護班の編成

災害発生時など医療救護が必要と認める場合においては、三師会等に支援を要請し、それぞれ医師会緊急時互助チーム、歯科医師チーム、薬剤師チーム及び看護チームをもって医療救護班を編成する。各チームの編成にあたっては、病院や医師等の被害状況に応じて各三師会等の計画による。

#### (3) 医療救護班の派遣

派遣先は、救護所を基準とするも班の編成状況や被災地域、避難所の状況に応じて、



三師会等と調整のもと決定し、医療救護活動を実施する。

(4) 県への支援要請

本市のみでは対応できないと判断される場合には、県に医療従事者等の派遣要請等を提出し、医師等の派遣を要請する。

**4. 災害救助法に基づく措置**

災害救助法の適用計画の救助の種類及び実施方法による。

**5. 費用の負担**

- (1) 医療救護活動に要した費用は、原則として市の負担とする。
- (2) 災害救助法第 23 条の救助費用は、県が支弁する。

**6. 損害の補償**

市長は、災害対策基本法第 65 条及び第 84 条の規定により応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障がいが残ったときは、市で条例を定めるところにより、その者又はその者の遺族もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

# 荒尾市医師会非常災害救助対策規程

荒尾市医師会

## [名称及び事務所]

第1条 荒尾市医師会「非常災害救助対策本部」と称し、事務所を荒尾市医師会に置く。

## [構成員]

第2条 荒尾市医師会会員全員とする。

## [事業]

第3条 荒尾市又はその周辺の都市において緊急事態発生の場合、荒尾市非常災害救助対策本部又は周辺都市の同対策本部の要請に基づき、あるいは本対策本部独自の見解において必要と認めたる時、救助業務に出動するものとする。

## [役員]

第4条 本部に次の委員を置く。

本部長	1人（会長）
副部長	3人（副会長2人，担当理事）
委員	11人（本部長・副部長は委員とする。）

本部委員は荒尾市医師会現理事をもって充てる。

## [連絡方法]

第5条 災害時連絡はLINE **グループ**又はショートメールにて行う。医師会事務局は**会員に向けて**災害に関わる情報、指示、**要請などを送信し**、また、会員からの情報を集約する。

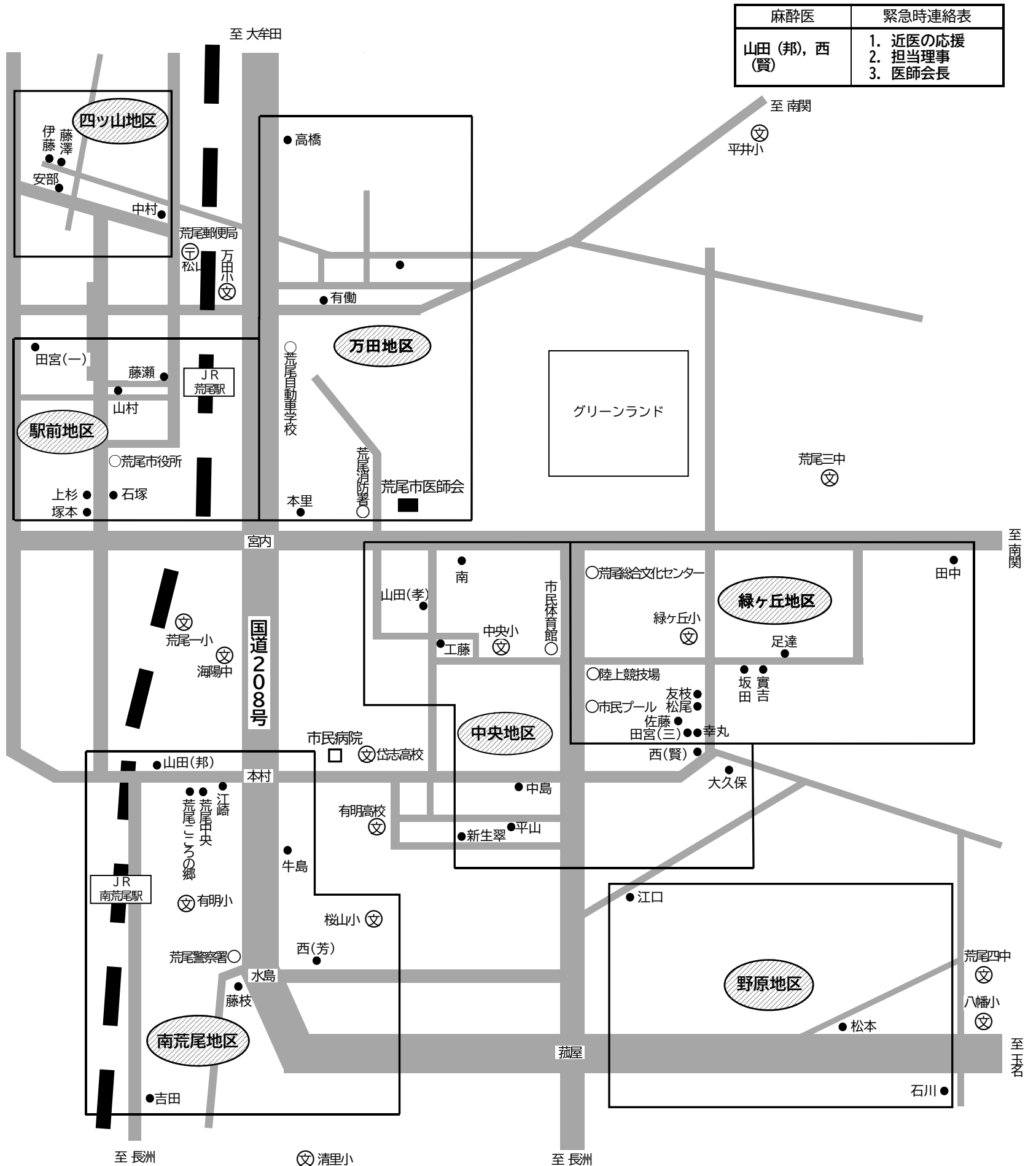
## [経費及び収入並びに資材]

第6条 経費及び収入並びに資材はそのつど事務処理とする。（荒尾市対策本部において準備）

# 荒尾市医師会 緊急時互助チーム

(R5.1.17 改正)

地区名	責任者	補佐	構成員	人数 (全42)
万田地区	本里	松山	高橋, 有働	4
四ツ山地区	中村	藤澤	安部, 伊藤	4
駅前地区	山村	田宮(一)	石塚, 上杉, 藤瀬, 塚本	6
南荒尾地区	西(芳)	荒尾中央	牛島, 吉田, 藤枝, 荒尾こころの郷, 山田(邦) 江崎	8
緑ヶ丘地区	友枝	松尾	幸丸, 田宮(三), 佐藤, 田中, 足達, 實吉, 坂田	9
中央地区	西(賢)	南	山田(孝), 工藤, 新生翠, 大久保, 平山, 中島	8
野原地区	石川	江口	松本	3



麻酔医	緊急時連絡表
山田(邦), 西(賢)	1. 近医の応援 2. 担当理事 3. 医師会長

## 第14節 食糧・生活必需品等の調達・供給計画

### 1. 食糧・生活必需品等の調達

#### (1) 食糧

大規模災害時に、迅速に供給できるよう次により食糧を調達する。

ア 備蓄計画に基づく備蓄品の確保及び「災害時支援に関する協定」の締結に基づく調達により食糧を確保する。

イ 避難所等において、民間事業者、自治会、自主防災組織、荒尾市食生活改善推進員協議会、ボランティア等と連携して米飯等の炊き出しを実施する。

ウ 熊本県と連携して、県が締結している食糧支援の支援に関する協定に基づき、支援を要請し、食糧を確保する。

エ 熊本県と連携して、国の機関（九州農政局）と連絡をとり、食糧を確保する。

オ その他調達可能な手段で、住民が必要とする食糧に応じ、調整して食糧を確保する。なお、荒尾市・長洲町学校給食センターでは、常に36,000食分（6,000食×2回/日×3日間）の精米を確保しておく。

\* 調達する食糧の種類は、災害の状況に応じその都度決定する。

カ 食糧を調達する際は、被災者（要配慮者含む）の栄養面及び衛生面に配慮し、「熊本県災害時栄養管理ガイドライン」の献立等を参考に、適切な栄養量を確保する。

#### (2) 飲料水

ア 飲料水は、備蓄品の確保及び協定を締結した事業者等からの調達による。

イ 災害対応型自動販売機設置一覧（市内全15カ所）

	設置場所	住所	販売機方式
1	荒尾市役所	宮内出目390番地	キースイッチ機
2	荒尾市役所	宮内出目390番地	キースイッチ機
3	陸上競技場	荒尾4110番地2	キースイッチ機
4	陸上競技場	荒尾4110番地2	キースイッチ機
5	運動公園管理事務所	荒尾4051番地2	キースイッチ機
6	多目的グラウンド（北）	荒尾4282番地2	キースイッチ機
7	多目的グラウンド（南）	荒尾4282番地2	キースイッチ機
8	市民体育館（表）	荒尾4285番地5	キースイッチ機
9	市民体育館（裏）	荒尾4285番地5	キースイッチ機
10	中央公民館	増永633番地	キースイッチ機
11	荒尾市民病院	荒尾2600番地	キースイッチ機
12	荒尾市民病院 （新外来棟1階 <sup>ア</sup> ロフト）	荒尾2600番地	キースイッチ機
13	あらおゆめタウンシティモール（正面入り口）	緑ヶ丘一丁目1番地1	キースイッチ機
14	あらおゆめタウンシティモール（2Fエスカレーター横）	緑ヶ丘一丁目1番地1	キースイッチ機
15	万田炭鉱館	荒尾市原万田213番地31	キースイッチ機

### (3) 生活必需品等

ア 生活必需品等は、避難所等へ迅速に供給するため、市内各地に分散して備蓄する。現在の備蓄品は、別表1「備蓄状況」のとおり。なお、不足分等については、計画的に購入する。細部は、別表2「備蓄計画」による。

イ 備蓄品等で不足する場合は、協定締結業者からの調達又は、応援協定に基づく救援物資の受入れにより確保する。

#### ウ 物流拠点の開設

救援物資の受入れ・保管にあたっては、物流拠点を開設し、救援物資の管理を適切に実施する。この際、受援対応施設として協定を締結した県立岱志高等学校と連携して迅速な受入れ体制の確立に努めるとともに、民間業者のノウハウや能力等の活用に留意する。

#### エ 救援物資の受入れ・管理

物資の受入れ、在庫管理は、市職員が実施する。なお、物資の集積・配分・供給にあたっては、ボランティア等の協力を受ける。

## 2 食料・生活必需品等の供給

### (1) 供給の対象

被災者及び災害対策本部長が特に必要と認める者

### (2) 供給開始時期

2日目以降を基準とするも、災害の状況及び災害発生の時期、個人持出品の携行状況等を踏まえ判断する。

### (3) 供給要領

災害の状況や避難の状況、避難者のニーズに応じ対応を変化させ、供給対象者に対し、迅速に配分できる体制を構築する。

#### ア 備蓄品等

##### (ア) 職員による供給

物資輸送班を編成し、必要な物資を必要な避難所等へ搬送する。細部は、防災安全課及び財政課の指示による。

##### (イ) 備蓄品からの供給

避難所に保管する備蓄品等の供給は、品目・数量、避難者の状況等を考慮し、避難所運営担当職員の計画により実施する。

なお、配布にあたっては、自治会及び自主防災組織等と連携するとともに、避難者の協力を得ながら実施する。

#### イ 応援部隊及び協定締結業者からの供給

指定した避難所等へ直接搬送するよう依頼・調整する。ただし、物資の種類や数量により直接搬送が適当でない場合は、物流拠点又は備蓄倉庫等への搬送を依頼する。状況により、物資管理班を編成し、物資の在庫管理等を実施する。

#### ウ 米飯等の炊き出し

(ア) 各避難所等で調理された食料については、各避難所の避難者（避難所内の車両避難者、地区内の在宅避難者等を含む。）に供給することを基本とする。  
ただし、避難所での調理が困難な場合等、状況により、該当する避難所等へ配布を実施する。

#### (イ) 給食センター新設に伴う体制

大規模災害等において、避難者が増大し、かつ長期化した場合は、荒尾市・長洲町学校給食センター（以下「給食センター」という。）に調理を要請し、食料の供給体制を構築する。

ただし、あくまでも調理は、学校給食の業務を優先する。

なお、各避難所への搬送にあたっては、職員又は、避難所運営組織が行うとするも、状況により、給食センターを運営する委託業者へ依頼する。

# 備 蓄 状 況【備蓄倉庫等】

別表1-1  
令和5年4月1日現在

分類	備蓄場所	旧荒尾第五中学校			防災倉庫	市役所	処分場	累計	備考
		1-1	1-2	食料倉庫	市内4カ所	旧喫煙所 4階倉庫	2階和室		
食料・飲料水	アルファ化米			650	700	3,000		4,350	
	軽食			2,960	150	194		3,304	
	粉ミルク			27				27	
	粉ミルク(アレルギー対応)			8				8	
生活用品	哺乳瓶	180						180	
	紙おむつ(乳児用)	2,044						2,044	
	紙おむつ(大人)	792						792	
	おしりふきウェットティッシュ	132						132	
	生理用品(ボディアット/スリムガード)	6,004			480	2,241		8,725	
	トイレ用薬剤	137			21			158	
	トイレ用テント	78					2	80	
	トイレトーパー	252						252	
	トイレ(便座)	78					2	80	
	簡易組立トイレ	1						1	
	マスク	110,385						110,385	
	口腔ケアウェットティッシュ	2,700				480		3,180	
	シャンプー		3,804		320			4,124	
とろみ剤	100						100		

分類	備蓄場所	旧荒尾第五中学校			防災倉庫	市役所	処分場	累計	備考
		1-1	1-2	部室等	市内4カ所	旧喫煙所 4階倉庫	2階和室		
避難所運営用品	毛布(クリーニング済含む)・防寒シート	2,750			330	60	200	3,340	
	ウォーターバック		3,700		700			4,400	
	簡易ベッド		76		84	29		189	
	弾性ストッキング	200			100			300	
	多目的テント/クイックシエラ		29			3		32	
	タープテント	10			10	3		23	
	簡易パーテーション		18		150	31		199	
	マット(ロール/エア)		905		495	80	120	1,600	
	ブルーシート			445	150	20	50	735	
	土のう袋			2,000		300		2,300	
	ビニール袋(透明・透明)	1,400						1,400	
	拡声器	8						8	
	ペットサークル	7						7	
	被服	933						933	
消耗品 (計画外)	ウェットティッシュ	132						132	
	ペーパータオル	400						400	
	キッチンペーパー	96						96	
	サランラップ	540						540	
	割り箸	1,000						1,000	
	ハ°-ハ°-カップ・プレート	各1,000						各1,000	
	食器(小)	1,500						1,500	
	レインコート		80					80	
	紙コップ	3,600						3,600	
	防災機材等	発電機 (大:1、小:6)					3		7
コードリール						4		8	※支援館:4個
投光機						2		6	※支援館:4個





## 備蓄計画

分類	実施状況・計画		現在の数量	令和9年度の目標数量	備考
	品名	目標備蓄数量(基準)			
食糧・飲料水	アルファ化米	指定避難所避難者+在宅避難者・3食/日+予備 3,300食	4,350	3,300	
	軽食(缶詰など)	帰宅困難者・1食/日	3304	2,000	
	粉ミルク	0歳児・3食/日+予備	27	50	
	液体ミルク	0歳児・1缶/日+予備	24	15	
	アレルギー対応粉ミルク	0歳児のアレルギー罹患患者・1缶/日 1缶	8	1	
生活用品	哺乳瓶	0歳児・5本/日+予備	180	81	
	紙おむつ(幼児用)	0~3歳児・8枚/日+予備	2,044	630	
	おしりふきウェットティッシュ	全配布対象者×人口割(3.2%)・1個/日	132	80	
	紙おむつ(大人用)	全配布対象者×人口割(2.4%)・3個/日	792	190	
	生理用品	全配布対象者×人口割(22.2%)・8枚/日+予備	8,725	5,500	
	トイレ用薬剤	全配布対象者×人口割(97.6%)・3個/日+予備	158(15,800回分)	92(9,200回分)	
	トイレ用テント	26箇所・3個/箇所+予備	80	80	
	トイレトーパー	全配布対象者×人口割(97.6%)・3個/日+予備	252	120	
	トイレ用便座	26箇所・3個/箇所+予備	80	75	
	マスク	全配布対象者×5日分+予備	110,385	3,100	
	口腔ケアウェットティッシュ	全配布対象者+予備	3,180	3,100	
	シャンプー	全配布対象者+予備	4,124	3,100	
とろみ剤	要介護者(2%)・3個/日	100	200		
避難所運営用品	毛布	全配布対象者+予備	3,340	3,100	
	ウォーターバッグ	全配布対象者+予備	4,400	3,100	
	簡易ベッド	26箇所・5台/箇所	189	120	
	多目的テント	26箇所・2個/箇所	32	48	
	パーテーション	26箇所・2区分分/箇所	199	150	
	マット(ロール/エア/畳)	全配布対象者+予備 ※量は2枚/人	1,600	3,100	
	ブルーシート	26箇所・10枚/箇所+予備	735	300	
	土のう ※袋のみ	26箇所・50枚/箇所	2,300	1,200	
	ビニール袋(透明)	26箇所・50枚/箇所	700	1,200	
	ビニール袋(黒)	26箇所・50枚/箇所	700	1,200	
	被服(Tシャツ)	※産業振興課より寄付(荒炎祭Tシャツ)	933	933	

## 第15節 給水計画

---

災害又は汚染により飲料用水、医療用水、生活用水等（以下「飲料用水等」という。）に適する水を得ることができない者に対する供給体制の確立を図る。

### 1. 実施責任者

飲料用水等の供給は原則として企業管理者が行うものとするが、被災において実施できないときは、「水道施設の災害等緊急時における応急対策要領」に基づき県に要請する。県が災害救助法を適用した場合（知事の通知に基づき市町村長が実施する場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、県が市町村相互間の連絡調整を行い、社団法人日本水道協会と連携・調整を図りながら、広域的な見地からその確保に努める。

### 2. 応急給水の基本方針

- (1) 応急給水の期間と水量については、被災直後から水道施設の復旧状態に合わせ、順次給水量を増加させていくこととする。（「応急給水の目標水量等」参照）
- (2) 被災が大規模な場合や被災により職員が集合できない場合を想定して体制整備を図るとともに、外部支援者の受け入れ体制を整備する。
- (3) 救急病院や透析患者を収容した病院などへの医療用水、救護所等への給水を最優先で行う。

### 3. 応急給水の水源

- (1) 主要水源  
応急給水用の補給箇所は、ありあけ浄水場、中央水源地、八幡台水源地、屋形山配水池の水道施設を主体とする。
- (2) 外部水源  
被災において確保することが困難なときは、近隣の浄水場等から給水車、容器等により運搬給水する。

### 4. 応急給水用資機材の確保

給水車、給水タンク、給水袋等については常備し、災害の規模により、不足する場合は周辺水道事業者等、他都道府県、自衛隊などに要請し確保する。

### 5. 応急給水方法

- (1) 拠点給水  
応急給水は、本庁舎および指定避難所、医療機関、福祉施設、学校などの拠点給水とし、必要に応じ要所に水槽を設置する。

(2) 要配慮者等への配慮

高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住民などが行う水の運搬への支援に配慮するとともに、自治会等を通じた住民相互の協力や災害ボランティア活動との連携を図る。

(3) 給水場所等の広報

地区ごとの給水場所、給水時間、給水される水の衛生確保、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期等については愛情ねっと、ホームページ、LINE、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関などとも協力して広報に努める。

## 6. 企業局における対策

(1) 災害発生時に備えた事前措置

ア 気象庁の気象情報等を収集し、災害が予想されるときは、配水池の満水、各家庭における用水の確保等の対策措置を講ずる。

イ 応急復旧工事に必要な器具資材を整備点検し、その保管場所、その操作方法について確認する。

ウ 停電時に備え、非常用発電機および台風シーズンにリースする発電機の整備点検を行い、またその運転方法について関係者に周知徹底する。

エ 飲料水の消毒薬品（次亜塩素酸ナトリウム）は必要量を確保し、交通途絶事態にも対処できるようその保管場所、配置場所を決定する。

オ 飲料水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器は、いつでも使用できるようできる限り多く備える。

(2) 発生時対策措置

ア 水道施設の被害状況を速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場所は直ちに仮工事を実施し、水道による給水を行う。

なお、伝染病等の発生を防止するため、給水に際しては、必ず消毒の強化を実施し、かつ残留塩素の確認を行う。

イ 復旧についての資材、人員、工事業者等の手配関係を迅速に行うため、平成21年4月27日付けで荒尾市管工事協同組合と締結した、「災害発生時における水道支援活動に関する協定書」に基づき協力を受ける。

ウ 被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については、判明次第直ちに市及び県当局へ電話等で報告し、後日別に定められた様式により文書で報告する。

エ 菊池川や地下水の汚染および導水管の破損により、原水が不足した場合は、平成27年7月14日付けでフレッシュ・ウォーター三池と締結した、「非常時等における相互協力に関する協定書」に基づき浄水の融通を受ける。

### 応急給水の目標水量等

地震発生からの日数	目標水量	主な給水方法	備考（水用途）
地震発生～3日まで	3ℓ／人・日	拠点給水、運搬給水を行う。	飲料等
7日（※1）	20～30ℓ／人・日（※2）	配水本管付近の消火栓等に仮設給水栓を設置して仮設給水を行う。	飲料、水洗トイレ、洗面等
14日	被災前給水量 （約 250ℓ／人・日）	宅内給水装置の破損により断水している家屋等において仮設給水栓および共用栓等を設置して仮設給水を行う。	

注) 目標水量は、当該地区での井戸水使用等の水確保手段、地形などの条件に配慮する。

※1 7日目以降は必要に応じてさらに仮設給水栓を設置し、市民の水運搬距離を短縮し応急給水を充実する

※2 目標水量は、飲料、洗面等の使用水量として 20ℓ／人・日とし、これに水洗トイレ（1～2回／人・日程度）の使用水量を見込む場合は 30ℓ／人・日とした。20ℓ／人・日とする場合、水洗トイレの水量は風呂の貯めおき水や河川水等水道以外で確保する。

#### 7. 飲料水以外の生活用水の確保

地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努める。

## 第16節 防疫計画

---

### 1. 防疫の方法

感染症発生を予防するため、患者の早期発見と生活環境の衛生化に当たる。防疫の方法は災害時の状況に応じ、感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、次の処置を適宜実施するものとする。

- (1) 感染症予防広報
- (2) 検病調査
- (3) 防疫資材の整備、確認
- (4) 家屋内外、井戸の消毒
- (5) 清潔、ねずみ族・昆虫等の駆除

### 2. 防疫資材の確保

防疫活動に必要な資材は、環境保全課に必要最小限を備蓄し、不足する場合は薬品店及び衛生材料店から緊急調達するものとする。

### 3. 協定の活用

防疫活動を行う場合は、県が団体と締結している協定を活用し、対応を実施するものとする。

[協定] 大規模災害発生時の防疫活動に関する協定（平成30年2月15日締結）  
一般社団法人熊本県ペストコントロール協会

## 第17節 清掃計画

---

### 1. 塵芥収集処理方法

被災地における塵芥の収集処理は次の方法により速やかに行うものとする。

- (1) 収 集  
市の収集車両及び委託収集車両により被災地の直接収集と避難所の収集に当たる。
- (2) 処 理  
現在の処理施設において処理するが、避難所や事業所など焼却施設を有するところは、これらの施設を利用して処理するものとする。  
なお、処理施設が災害によりその機能を欠く事態になった場合は、応急復旧措置をとり処理作業に支障をきたさないようにする。

### 2. し尿汲取処理方法

被災地における、し尿の汲取処理は次の方法により速やかに行うものとする。

- (1) 汲 取  
市の委託業者により、避難所を中心として汲取に当たる。
- (2) 処 理  
主として処理施設において処理する。

## 第18節 障害物の除去計画

災害時における応急措置実施の障害となっている工作物等ならびに、山（がけ）崩れ、浸水等によって、道路、河川、住居またはその周辺に運ばれた土砂、竹木等のため、住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、または、日常生活に著しい支障をきたす障害物の除去について必要な措置を定める。

道路交通路を確保し、物資輸送を円滑にするため、次により道路上の土石、立木などの障害物を除去する。

### 1. 実施責任等

実施責任については、次のとおりとする。なお、除去作業の実施に当たっては、緊急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後において支障が起きないよう配慮して行うものとする。

- (1) 応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去等は、市長が行うものとする。  
市では建設対策部が対応するが、被害が大規模の場合は地元住民の協力を得るほか、関係機関団体及び必要に応じて自衛隊に派遣を要請する。
- (2) 水防活動を実施するため、障害となる工作物等の除去等は、水防管理者、または消防機関の長が行うものとする。
- (3) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。
- (4) 山（がけ）崩れ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物は市長が行うものとし、市で実施不可能の場合、又は救助法が適用されたときは、県と連携をして県知事が行うものとする。

### 2. 障害物の除去対象

災害時における障害物の除去対象は、おおむね次のとおりである。

- ① 住民の生命、財産等を保護するための除去を必要とする場合
- ② 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ③ 緊急な応急措置を実施するため、特に除去が必要とする場合
- ④ その他、特に公共的立場等から除去を必要とする場合

### 3. 災害救助法における障害物の除去

災害救助法の適用計画の救助の種類及び実施方法による。

### 4. 除去した障害物の保管等の場所

障害物の保管等の場所については、それぞれの実施において考慮するものとするが、おおむね、次の場所に保管または廃棄する。

なお、土石、立木などの障害物はできる限り現地処理とする。

ただし、現地の地形により、又は障害物が大量なため現地処理ができない場合は災害対策本部の指示する場所に集積する。

(1) 保管の場合

除去した工作物等の保管は、市長、警察署長、または海上保安部等において、次のような場所に保管する。

- ① 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所
- ② 道路交通の障害とならない場所
- ③ 盗難等の危険のない場所
- ④ その他、その工作物等に対応する適当な場所

(2) 廃棄の場合

廃棄するものについては、実施者の管理（所有）に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所

#### 5. 除去に必要な機材等

作業に使用が必要とする建設機械、トラック、機材等については、実施責任者によるものとするが、関係機関団体と連携し、災害の状況に応じて対応する。

#### 6. 工作物の処分方法

市長、警察署長または海上保安部等においては、保管する工作物の処分については、保管者について行うものとするが、処分方法については、売却、その他法令等に基づき対応するものとする。



## 第19節 廃棄物処理計画

---

災害発生による廃棄物処理を迅速・適正に行い、住民の生活環境の保全を図る。廃棄物等の処理にあたっては、下記要領を基本とし、細部は、「荒尾市災害廃棄物処理計画」による。

### 1. 災害廃棄物処理の基本方針

- (1) 衛生的かつ迅速な処理
- (2) 分別・再生利用の推進
- (3) 処理の協力・支援、連携
- (4) 環境に配慮した処理

### 2. 被害状況調査の把握及び報告・共有

- (1) 速やかに被災状況、収集運搬体制に関する情報、発生量を推計するための情報などを入手し、収集のための準備を確立する。  
なお、これらの情報は、時間経過とともに変化するため、定期的に情報収集を行い、収集体制・要領に反映させる。
- (2) 災害廃棄物の迅速かつ的確な処理に資するため、建物被害状況や一般廃棄物処理施設の被害状況等必要な情報を県等に報告するとともに、関係行政機関、関係地方公共団体及び関係事業者団体等と情報連絡体制を確保して定期的な情報の共有に努める。

### 3. 災害廃棄物処理

- (1) 収集運搬体制の確保  
災害廃棄物処理対策担当は、災害廃棄物の収集運搬車両及び収集ルート等について、適宜に被災状況を把握し、住民の生活環境改善のため効率的な収集運搬計画を策定する。
  - ア 緊急通行車両の登録
  - イ 許可制の検討
  - ウ 避難所等から排出される生活ごみの収集運搬
  - エ 収集ルートの検討
  - オ 通行上支障となる災害廃棄物の撤去
  - カ 収集運搬車両の確保
  - キ し尿処理の収集運搬
  - ク 収集運搬体制の見直し
- (2) し尿処理  
し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、それぞれ市の委託業者が行い、収集したし尿等は松ヶ浦環境センターで処理をする。

## ア 収集運搬

収集体制を構築し、震災復旧とともに早期収集を実施するものとする。また、汲取件数の予測も立てにくいことから汲み取りは、完全な汲み取り状況でなくても迅速に収集を行うものとする。

なお、収集運搬の実施主体は、原則し尿収集の委託業者とし、不足する場合には県へ支援要請を行い、収集運搬に必要な車両を確保する。委託業者の責任者は、し尿取りの円滑化を図るよう連携し収集状況をし尿処理グループ責任者に報告する。

## イ 収集処理

松ヶ浦環境センターにおいて処理するものとする。ただし、松ヶ浦環境センターで処理できない場合は、企業局と協議のうえ下水道マンホールに投入し処理する。その際、松ヶ浦環境センターで計量できない場合は、汲取車両の計量記録を処理量とする。

### (3) 生活ごみ等（避難所ごみ）の処理

生活ごみ等は、原則として平常時の体制により収集運搬及び処理を行うこととし、仮置場には搬入しない。ただし、道路の被災もしくは収集運搬車両の不足や処理施設での受け入れ能力が不足した場合、又は一時的もしくは局地的に大量のごみ等が発生した場合等においては、市民の生活環境の影響やその他の状況を総合的に勘案して対策を講じるものとする。

### (4) 災害廃棄物処理

発災前に作成した処理計画を基に、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況等を把握した上で、実行計画を作成し処理を開始する。なお、発災直後は災害廃棄物量等を十分に把握できないことから、処理の進捗に応じて適宜に修正・見直しを実施し、円滑な処理を実施する。

## 4. 廃棄物処理施設の応急復旧

- (1) 市は、処理施設の維持管理点検体制を整備し、非常時に備え予備資材の確保に努める。
- (2) 市は、被災時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行う。  
また、廃棄物の収集、処分に影響を及ぼす場合は、一般社団法人熊本県産業資源循環協会と締結している協定を基準に、関係機関、近隣市町村等への応援依頼等により効率的に処理を確保する。
- (3) 市は、要員、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときは県に応援要請を行うとともに、関係機関団体と連携をとりその対応にあたる。
- (4) がれき等の災害廃棄物の仮置場としては下記の施設とし、災害の規模、被害の状況等により、別途定め対応する。

施設・広場名称等	所在地	面積 (㎡)
荒尾市一般廃棄物最終処分場	荒尾市金山 1971 番地	14,100
旧岩原理立地	荒尾市宮内 645 番地	27,754

#### 5. 廃棄物処理の広域応援体制

- (1) 市は、被災地の廃棄物の排出量や処理能力等を想定の上、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 市は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。
- (3) 市は、災害廃棄物に関する情報や災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.waste-Net)、地域ブロック協議会の人材育成に関する取組み等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

## 第20節 文教対策計画

---

### 1. 文教施設の応急復旧対策

市立学校の建物が被害を受けた場合は、災害復旧に関する関係法の規定による手続きを行うとともに、仮設校舎の建設及び被災建物の応急復旧を早急に実施する。

### 2. 応急教育実施の予定場所

次の場所を予定し、授業に支障のないよう措置する。

- (1) 仮設校舎
- (2) 隣接校
- (3) 校区内公民館など公共の施設
- (4) 公園、広場などの公共用地

### 3. 応急教育の方法

被害の状況に応じ、教育実施者の確保に努め、災害時における教育に支障のないよう次により応急教育を実施する。

- (1) 二部授業
- (2) 圧縮授業
- (3) 分散授業
- (4) 野外授業
- (5) 自宅学習
- (6) オンライン学習

### 4. 教材、学用品等の調達及び配給方法

災害の状況に応じ県教育委員会の斡旋を受けて、教材・学用品等を調達し、校長を通じて配布する。

### 5. 生徒、児童避難対策

学校の実情に即した具体的な計画を作成し、それに基づき避難訓練を行い生徒、児童の避難対策に万全を期する。

- (1) 実施責任者 校長
- (2) 対策作成時期及び対策事項

各学校長は年度初めに次の事項について具体的な計画を2部作成し、教育委員会に提出し、計画に基づいて避難訓練を実施する。避難対策計画書には次の事項を記載する。

- 各係分担表
- 避難順路
- 避難場所
- 避難誘導方法
- 関係機関との連絡方法

## 6. 生徒、児童の登下校対策

学校、警察、消防機関、保護者などの協力を得て万全の対策を講じ、生徒及び児童の登下校時における安全を確保する。この際、危険が予想される通学路には次の対策を講ずる。

- (1) 生徒、児童に危険が予想される道路を指示する。
- (2) 危険箇所道路には監視員及び誘導者を配置する。
- (3) 必要ある場合は引率登下校とする。

## 7. 園児の避難対策

保育園児及び幼稚園児の避難については生徒、児童の避難対策に準ずる。

## 8. マニュアル等の整備

施設の被災により、授業等が長期間にわたって中断することを避けるため、あらかじめ被災時の対応マニュアル等を整理しておくものとする。

一方、避難場所に学校施設等を提供したため長期間、学校等が使用不可能な場合の対応についても検討しておくものとする。

## 第21節 交通規制計画

---

災害時に、住民等の円滑な避難誘導が必要な場合、道路災害が発生するおそれがある場合、または橋梁等の交通施設に被害が発生した場合、交通の混乱を防止し、緊急輸送を確保するため必要がある場合は、交通規制を行って被害の軽減と迅速な応急対策の実施を促進する。

### 1. 実施責任者

災害時の交通規制は、道路管理者と警察により災害の事由及び可能な範囲によって行うものとするが、道路管理者と警察は、日頃から緊密な連携を保ち、応急措置に万全を期するものとする。

### 2. 交通規制の措置

道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害等により交通施設等の危険な状況が予想され、又は、発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施するものとする。

この場合においても、迅速に警察と連絡をとり、連携をして必要な規制を実施するものとする。

また、主要幹線道路や県指定の緊急輸送道路については、応急復旧の観点からも優先的に措置を行うとともに、必要に応じては警察と連携して近隣市及び県等に応援要請を行うものとする。

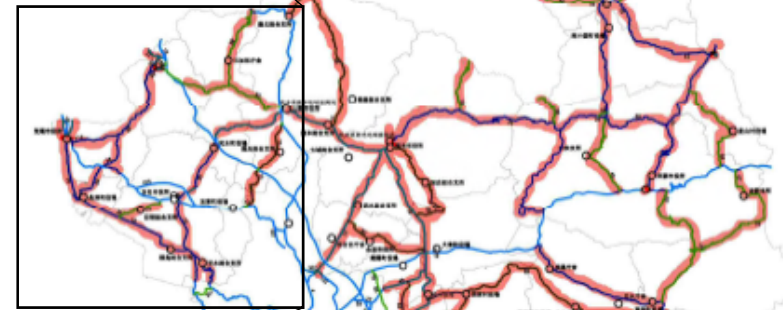
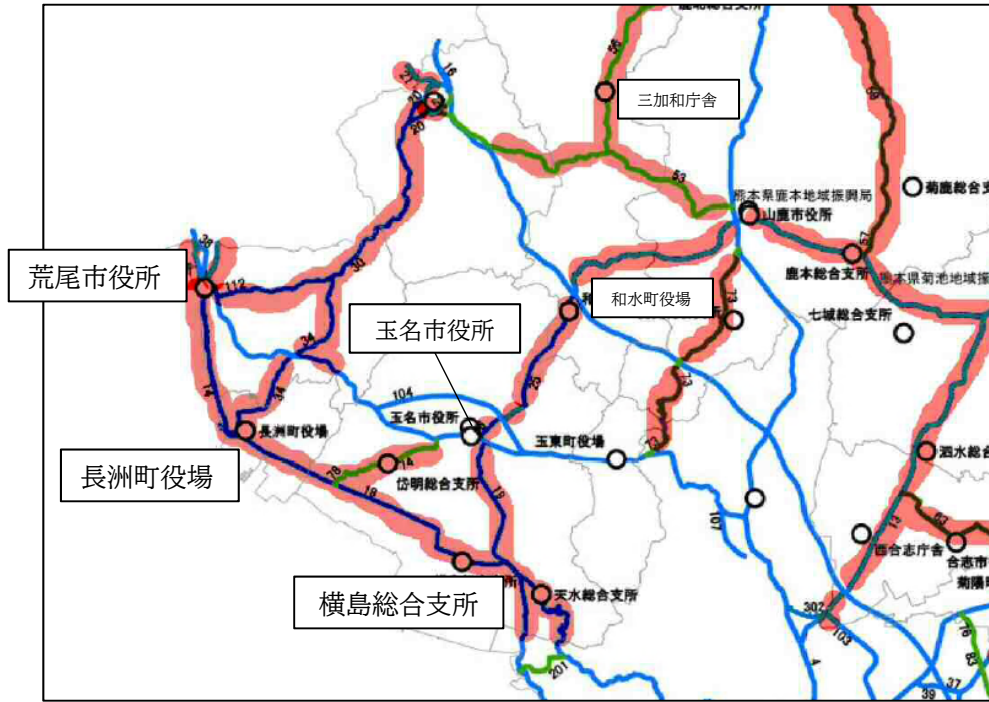
### 3. 災害時における緊急通行車両の通行の確保

災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者は緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動等を命令し、運転者の不在時等は道路管理者自ら車両の移動等を行うこと。また、公安委員会は、道路管理者に対して車両の移動等を要請する。

### 4. 警察との連携

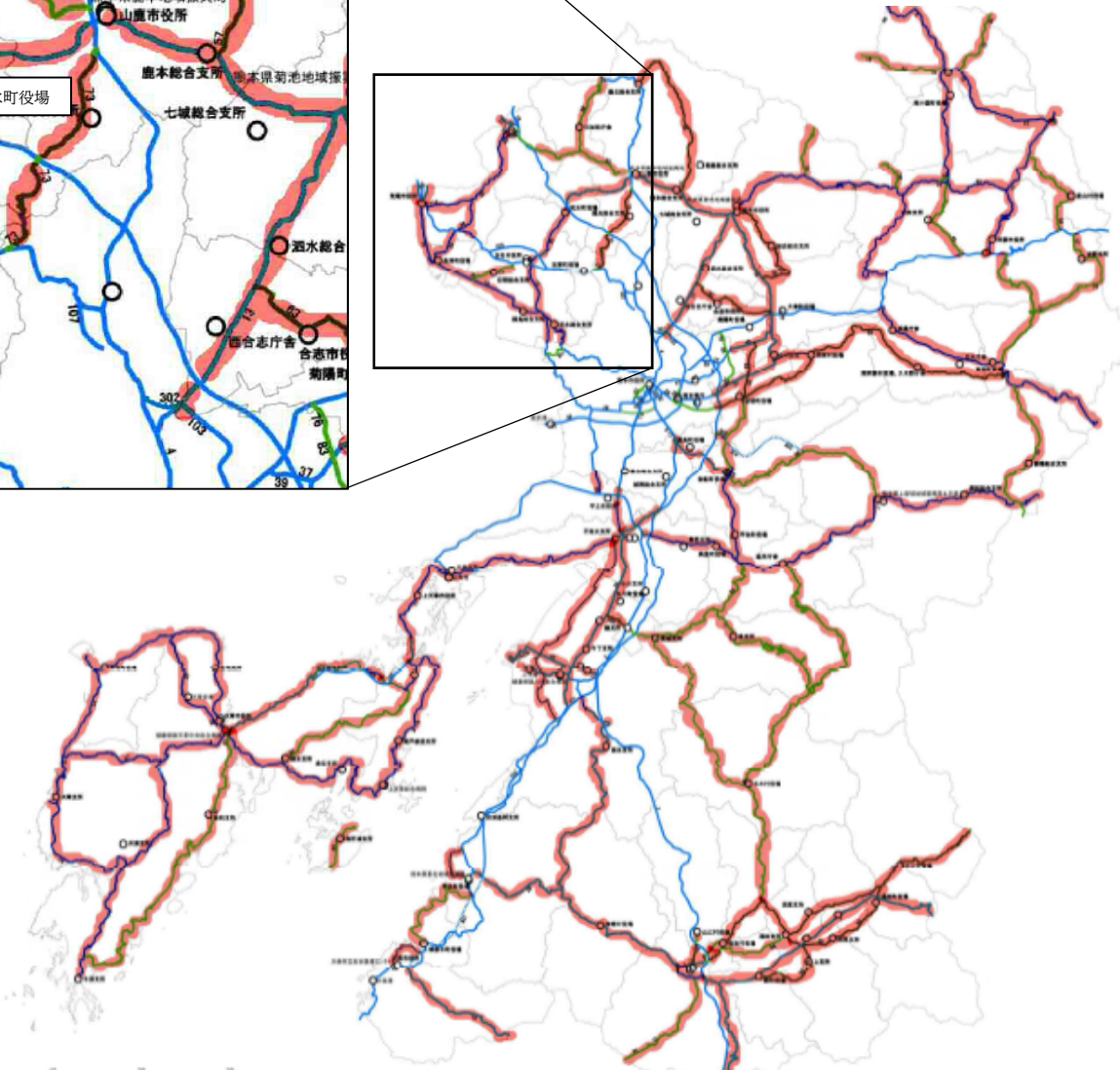
交通規制を実施するにあたって、連携が必要な警察においては、緊急路の確保、運転者等に対する措置命令、放置車両等の撤去等の対応が可能な機関として規制を実施する場合においては、連携をして安全で円滑な災害時の道路対策を講じるものとする。

熊本県緊急輸送道路ネットワーク図  
(平成26年度改訂版)



- 凡 例
- 第一次緊急輸送道路、供用
  - 第一次緊急輸送道路、未供用
  - 第二次緊急輸送道路
  - 行政区境界

— 今回、占用禁止区域を指定する緊急輸送道路



## 第22節 災害ボランティア・民間団体活用計画

大規模または甚大な災害が発生した場合、行政だけでは対応できない被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、ボランティアや民間団体による活動が大きな力として期待されている。

災害時のボランティア活動は、発災直後の救援活動、被災者の生活再建や被災地の復興を支援するものであり、支援に携わるボランティア（個人・団体）は、自主性を持ちながらも、地域の関係機関等と連携しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時においては、地域住民相互の支え合いが不可欠であり、平時から地域住民や地域の関係団体等がお互いに助け合い、支え合うしくみづくりを進めることが重要である。

市は、災害ボランティアや民間団体が円滑かつ効果的に救援活動を実施できるよう、ボランティアの関係団体や民間団体と日頃から連携を図るとともに、県社会福祉協議会及び市社会福祉協議会は、災害ボランティアの養成や登録を行い、災害ボランティアの受入等に必要な体制を整備するものとする。

### 1. 災害ボランティア

市や市社会福祉協議会は、日頃から自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉法人等と定期的な連携会議の開催や訓練等をとおして各機関・団体相互の役割の明確化と連携強化を図る。また、住民の見守り活動や地域ネットワーク活動などのまちづくり活動を推進するとともに、民生委員・児童委員、老人クラブなど地域の各種団体の中でも、防災や災害時の対応等について検証等を取り入れるようにする。

また、災害発生直後の混乱した時期における初動体制や段階に応じて変化する被災者ニーズへの対応等を定めたボランティアに関するマニュアルを各関係機関・団体の合意のもと策定し、必要な訓練を実施するなど体制の強化に努める。

#### (1) 体制の構築

市や市社会福祉協議会は、初動体制等を定めたマニュアルを各関係機関・団体の合意のもと策定し、想定訓練などを通して、災害時の役割を明確にする。

また、災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、市単独または近隣市町村等の連携による広域単位等の被災地災害ボランティアセンターを設置する。

#### (2) 災害ボランティアセンター

市及び市社会福祉協議会は、関係機関とあらかじめ協議し設置場所を定めておく。

なお、広域単位での設置の場合も考慮し、事前に近隣市町村や同社協等との協力体制も構築しておく。また、役割等運営に関することについては、下記のとおり。



## ア 役割と機能

- ・市や県センターとの連絡調整
- ・地域のボランティア関係団体との情報交換及び運営スタッフなどの派遣要請
- ・活動用資機材の調達
- ・ボランティアニーズ及び被害状況の把握
- ・ボランティアの受入、希望者の配置等
- ・救援物資の仕分け、配布
- ・現地での支援活動
- ・ボランティアの健康管理
- ・その他、災害の規模等により必要な活動

## イ 運営体制

地域ボランティア関係団体や県センターから派遣される運営スタッフ、また災害対応を専門とするNPO等と協働し、それぞれが持つ機能やネットワークなどが活かされるような運営体制とする。

## ウ 閉所の時期

センターの閉所にあたっては、被災地の住民組織や関係機関や団体、行政などと慎重に合意形成を図りながら、タイミングを見極め判断するとともに、必要に応じて市社協等にその活動を引き継いでいく。

## (3) 専門ボランティア

災害の種別や規模によっては、専門性のある分野でのボランティアによる協力が必要になるが、県の担当部署において災害支援協定の締結や各種団体の把握を実施しているため、県と連携をとりながらその対応にあたる。

## 2. 民間団体

民間団体の活用は、市長が本市民間団体に協力を求めて実施するものとし、市単独で処理不能な場合は、被災をしていない近隣市町村と連絡・連携し、協力を求め応急処置に当たるものとする。

なお、民間団体の災害時における活動等については、災害ボランティアと連携を図るとともに、基本的取扱いは、同様とする。また、活動費用は、原則として参加する民間団体の負担とするが、災害救助法の適用や市からの要請など災害の規模等に応じて協議して決定する。

## 3. 事業者

災害応急対策等に関する事業者の責務として、災害時における事業活動の継続的実施、市が実施する防災に関する施策への協力を努めるものとし、事業者と市が一体となって災害対策に取り組むものとする。

## 第23節 警察警備計画（荒尾警察署）

災害が発生するおそれ、又は災害が発生した場合は、荒尾警察署警備本部等を設置して災害の拡大を防止し、又は発生を防止するため、住民の避難誘導及び救助、犯罪の防止、交通の規制等の応急の対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに災害時における社会秩序の維持にあたるものとする。

### 1. 組織体制

荒尾警察署災害警備本部							
総括班	広報・ 受援班	会計・ 補給班	捜査・ 鑑識班	住民対策班	交通班	実施班	特務班

### 2. 災害時における警備体制及び活動内容

種別	設置基準	活動内容
準備体制	気象情報等から判断して、災害発生のおそれはあるが、発生までに相当の時間的余裕があるとき	(1) 災害警備準備室の運営 (2) 関係機関との連絡 (3) 予報・警報の受理 (4) 災害関連情報の収集、検討 (5) 警察本部への報告 (6) 通信の確保 (7) 装備資機材の準備
警戒体制	(1) 風水害に関する警報が 発せられたとき (2) 津波注意報が発せられたとき (3) 管内において震度4以上の地震が発生したとき	(1) 災害警備対策室の設置 (2) 関係機関との連絡 (3) 予報・警報の受理 (4) 災害関連情報の収集・検討 (5) 警察本部への報告 (6) 通信の確保 (7) 装備資機材の配分・補給 (8) 災害警備要員の招集 (9) 被害の調査 (10) 救助活動の把握と措置 (11) 避難状況の把握 (12) 交通秩序の維持

種別	時期	活動内容
非常体制	深刻な人的被害が発生し、又は、発生するおそれがあるとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害警備本部の運営</li> <li>(2) 関係機関との連絡</li> <li>(3) 予報・警報の受理</li> <li>(4) 災害関連情報の収集、検討</li> <li>(5) 警察本部への報告</li> <li>(6) 通信の確保</li> <li>(7) 装備資機材の配分、補給</li> <li>(8) 災害警備要員の招集</li> <li>(9) 被害の調査</li> <li>(10) 救助活動の把握と措置</li> <li>(11) 避難状況の把握</li> <li>(12) 交通秩序の維持</li> <li>(13) 自治体への連絡員の派遣</li> <li>(14) 行方不明者の捜索及び手配</li> <li>(15) 犯罪の予防及び検挙</li> <li>(16) 広報体制の確立及び広報活動</li> </ul>

## 第24節 電力施設災害応急対策計画

### 【大牟田配電事業所・大牟田営業センター非常災害対策部運営基準】

(九州電力送電株式会社 大牟田配電事業所・九州電力株式会社 大牟田営業センター)

#### 1. 適用の範囲

この計画書は、次に掲げる事項による大規模な供給支障、主要設備等の被害が予想される場合及び、被害発生時の措置に適用する。なお、爆弾テロなどにより大規模な供給支障、設備被害等が発生した場合は、「福岡支社国民保護対策本部運営基準」に基づき対応する。

- (1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震等異常な自然現象
- (2) 火災、爆発、油流出等重大な事故
- (3) 電氣的現象等による電力系統の崩壊
- (4) その他大牟田配電事業所・営業センター独自の非常体制が必要な重大事故  
・社会的に大きな影響を及ぼす供給支障等重大事故が予想される場合に適用

#### 2. 防災体制の区分

非常事態の情勢	防災体制の区分	指令区分
災害の発生が予想される場合	準備体制	準備指令
災害が数時間以内に発生することが予想される場合または、発生した場合	非常体制	警戒指令 ※警戒厳重を要すると判断される場合
		処置指令 ※被害予防対策、被害復旧対策等必要ある場合

#### 3. 情報連絡ルート

- (1) 県、市、県警等の災害対策本部への連絡先一覧表の整備  
九州電力大牟田営業センター副長は、各連絡対策期間の概要、連絡先等を調査して、連絡先一覧表を作成し、対策部に掲示するなど明確にしておくものとする。
- (2) 報道機関及び県、市、県警等への対応窓口の調整  
九州電力大牟田営業センター長は、対策本部とあらかじめ協議し、報道機関及び県、市、県警等への対応窓口を定めておくものとする。

#### 4. 社外機関等との応援体制

- (1) 公的機関への応援要請  
警察署、消防署、自衛隊等に応援を求める場合は、総括班長は災害対策部会議を開催し対策部長の指示に基づき対策本部と協議のうえ、支援班長又は復旧班長が要請するものとする。  
但し、緊急を要する場合は、対策部長は直接社外機関へ応援を要請することができる。この場合、事後速やかに対策本部へ報告する。
- (2) 自衛隊への応援要請  
自衛隊の応援要請が必要な場合は、対策部長（配電事業所長）から対策本部長（支店長）へ要請し、対策総本部（本店）と協議後に、県災害対策本部へ応援要、請を実

施する。

(3) 連絡体制の整備

各主管G長は、社外関係機関等の連絡先一覧表を作成するとともに、変更の都度、関係グループ長に周知し、応援体制を常に整備するものとする。